

上山市議会会議録

第 5 0 9 回定例会

一般質問

(令和 3 年 3 月 4 日)

令和3年3月 第509回定例会 一般質問

令和3年3月4日（木）

一般質問議員及び質問要旨

期日	順位	質問議員	質問要旨	ページ 番号
3 月 4 日 (木)	1	高橋要市	1 持続可能な農業集落排水事業について (1) 公共下水道との接続 (2) 子育て世帯に対する減免 2 近年増加するクマ等による人身事故防止策について (1) 本市独自の警戒対応指標の設定 ア 地域との情報共有と注意喚起	50～60
	2	石山正明	1 持続可能なまちづくり (1) 辺地債を活用した飲水施設の整備について (2) 移住政策の更なる推進について ア 中期的農業体験型居住の実施 イ 移住・定住課の設置 ウ 教育移住の推進 (ア) イエナプラン教育の導入	61～71
	3	枝松直樹	1 かみのやま温泉駅周辺整備の方向性について (1) 計画へ市民の意見を反映させるために (2) 民間事業者との連携の方策 2 生活保護を最後のセーフティーネットとするために (1) 扶養義務調査の見直し (2) 生活自立支援センターとの連携 3 市役所を働きがいのある職場にするために (1) 会計年度任用職員（非常勤職員）の待遇改善 (2) 職員のやる気を高める人事評価制度 (3) ジェンダー平等	71～85
	4	守岡等	1 新型コロナウイルスワクチンの接種について (1) 市民の不安を解消するための相談窓口の設置 2 一人暮らし高齢者の安心のために (1) 高齢者共同住宅の立ち上げに向けた支援 (2) 一人暮らしを支える介護サービスの充実 ア 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の充実	85～95

令和3年3月4日（木曜日） 午前10時 開議

議事日程第2号

令和3年3月4日（木曜日）午前10時 開議

日程第 1 一般質問

（予算特別委員長報告）

日程第 2 議第 3号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第15号）

日程第 3 議第 4号 令和2年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 4 議第 5号 令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

（散 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員氏名

出席議員（15人）

1番	谷 江 正 照	議員	2番	石 山 正 明	議員
3番	佐 藤 光 義	議員	4番	守 岡 等	議員
5番	高 橋 要 市	議員	6番	棚 井 裕 一	議員
7番	尾 形 み ち 子	議員	8番	長 澤 長右衛門	議員
9番	川 口 豊	議員	10番	中 川 と み 子	議員
11番	神 保 光 一	議員	12番	枝 松 直 樹	議員
13番	川 崎 朋 巳	議員	14番	高 橋 義 明	議員
15番	大 沢 芳 朋	議員			

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横 戸 長 兵 衛	市 長	山 本 幸 靖	副 市 長
尾 形 俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	富 士 英 樹	市政戦略課長
平 吹 義 浩	財政課長	前 田 豊 孝	税務課長
木 村 昌 光	市民生活課長	鈴 木 直 美	健康推進課長
鏡 裕 一	福祉課長	齋 藤 智 子	子ども子育て課長
鈴 木 英 夫	商工課長	佐 藤 毅	観光課長
漆 山 徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 長	須 貝 信 亮	建設課長
秋 葉 和 浩	上下水道課長	武 田 浩	会計管理者 (兼)会計課長
佐 藤 浩 章	消防長	古 山 茂 満	教育委員会 教 育 長
土 屋 光 博	教育委員会 教 育 長	遠 藤 靖	教育委員会 学 校 教 育 課 長
大 澤 泰 雄	教育委員会 教 育 長	高 橋 秀 典	教育委員会 ス ポー ツ 振 興 課 長
板 垣 郁 子	選挙管理委員会 選 委 員 長	花 谷 和 男	農業委員会 農 会 長
大 和 啓	監査委員	舟 越 信 弘	監査委員 監 事 局 員 長

事務局職員出席者

金 沢 直 之	事務局 長	鈴 木 淳 一	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 査	齋 藤 理 恵	主 任

開 議

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第2号によって進めます。

日程第1 一般質問

○大沢芳朋議長 日程第1、一般質問であります。

初めに、5番高橋要市議員。

〔5番 高橋要市議員 登壇〕

○5番 高橋要市議員 おはようございます。議席番号5番、会派孝山会、高橋要市でございます。通告に従い、順次質問をいたします。

初めに、持続可能な農業集落排水事業についてでございますが、本市人口約2万9,500人の20%弱、約5,200名の市民が利用する農業集落排水事業実施は、仙石地区の昭和57年が始まりであり、2年後の昭和59年より供用開始となり、その後、5つの施設が供用開始し、利用者の数も増加してきました。

本市は、豊かな緑と清らかな水に恵まれ、健康な生活を営んでおりますが、この財産を後世に引き継いでいくため、河川や海域等の公共用水域の水質を保全し、快適で潤いのある水環境を創造していかなければならないという国、県と連動した理念の下で、水環境の保全、創造のためには、下水道をはじめとする生活排水処理施設の整備が不可欠であるとして、平成7年度県策定の「県全域生活排水処理施設整備基本構想」に準拠し、それ以降、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の担当課の連携の下で、計画的な整備が進められてきた背景があるようです。

平成18年度に県の二次構想、平成28年度には同じく県の三次構想が策定され、現在に至っておりますが、この間の県の成果としては、生活排水処理施設の普及率は第一次構想時点の平成7年度末には42.3%、二次構想時点で79.0%、三次構想時点では90.1%となっております。

大まかな推移を述べましたが、直近の県環境エネルギー部水大気環境課の調べによると、令和元年度末の県の普及率は93.1%となっ

ており、全国でも比較的高く15位前後となっているようで、本市においても93.8%で県内35市町村中14位であり、ちなみに1位は中山町の100%、35位は64.2%となっております。

このことから、本県、本市においても、農業人口の多い特色が数字の上でも表れておりますが、農村地域においては、衛生面の向上や水質の保全が農集排の普及によって実現され、そのことが生活環境の改善のほか、生産性の高い農業の実現や活力ある農村社会をつくる意味で、とても大きな役割を担っているものと思います。

特に、本市が掲げる第7次上山市振興計画後期基本計画の目標とする、農業の担い手の確保や農産物の販売の拡大においても、基礎的な部分を担う大切なものであり、25年の時を経ての現在の普及率は、実績としても大変立派なものではないのでしょうか。

さて、実績と言える現在の6施設でございますが、さきに示しました古くは昭和57年事業実施、昭和59年供用開始の仙石であり、その後、糸目・金生、小穴、思川、宮川、そして、最も新しい平成14年事業実施、平成20年供用開始の宮川2となりますが、処理場の建築物や機械電気設備や管渠等の老朽化が進み、更新の時期を迎えているものと思いますが、供用開始年の昭和59年からの人口の減少、さらに、この先の減少推移等を考えると、更新すべきか、もしくは統廃合か、あるいは下水道に接続をするかなど、いずれかの選択に迫られることは紛れもない事実であり、もし仮に5年程度での決断に迫られると考えると、喫緊の課題であると捉えるべきではないのでしょうか。

また、先日晒されました上山市国土強靱化地域計画の中で施策分野としての国土保全「洪

水・土砂災害対策」の中に、農業集落排水処理施設の計画的な改築・更新の実施とあり、具体的に、災害時、停電による冠水を防止するため、非常用エンジンポンプや自家発電機の設置を進めるとともに、適切な維持修繕を施すなど老朽化対策を促進する推進方針を掲げておりますが、同時に、そのことによりライフラインとしての「下水道等」の対策とも重なるものであり、防災・減災と災害時の迅速な復旧・復興に資する極めて重要なその観点からも、喫緊の課題であると位置づけられるのではないのでしょうか。

そこで、公共下水道との接続についての質問ですが、現在進行中の第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に掲げる県の構想の中に示されている集合処理施設統廃合計画の中で、本市において複数の処理施設が令和8年前後に上山処理区に接続するとの構想があります。

そこで、更新時期を迎えた他の市町村の事例を少し挙げてみたいと思います。

秋田県のある2つの農集排施設では、合計の更新費用が3億5,000万円と試算され、その2つを統合し、1つの施設とすることで2億6,500万円となり、8,500万円の節約となりました。

また、岩手県のある施設では、他市の下水道と接続をし、更新費用の6,200万円を接続費用3,800万円とし、2,400万円の節約をし、また、山形県のある市では、今後の人口減少や利用状況を踏まえ、農集排施設14の施設を下水道に接続し、個別更新費用合計の53億7,100万円を、統合後27億4,400万円と、約半分近い節約に成功した事例もあります。

本市においては、各施設ごとのそれぞれの地域の生産性や特徴を見ながら、受益者の方々の

声に寄り添いながらも、下水道区域に近い地域においては接続へとかじを切り、また、さきの事例にもあるとおり、更新時期まで時間のある施設でも他の施設と統合することで人口減少に対応し、持続可能なものになる施設がないものかなど、防災・減災の観点からも早急に全ての可能性を検討していくべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、子育て世帯に対する減免であります、本市にとってとても大切な未来の宝となる赤ちゃんが生まれた世帯に対する減免の制度を設けるべきと考えます。

従来より赤ちゃんは水の使用量が少ないのではないかとの議論がなされていることに加え、若者世帯の定住と新規就農者を増やす対策も兼ねるものであり、そのことが持続可能な農集排の事業につながると考えます。

手続は、出生届を本市市民生活課に提出する際に、減免申請書を上下水道課に直接足を運んでいただき提出するのみです。その後、誕生月の翌々月より満2歳の誕生日を迎えた翌月までの24か月の期間、現在の850円の2分の1となる425円を減免とする新たな制度を設けるべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、近年増加する熊等による人身事故防止策についてであります、令和2年10月21日の地方紙にて、「クマ目撃 過去10年で最多」の見出しの掲載とともに、「21日現在、県内608件、今月突出」と、その時点での目撃件数が示されました。

県のホームページによると、環境エネルギー部みどり自然課の調べでは、令和2年の県内の目撃は最終的に795件となり、やはり過去10年間の中で最も多い件数となっております。

それ以前の最高の数値は、前年となる令和元年の450件であり、2年連続で増加し、しかも345件もの増となり、昨年の件数がいかに多いかが分かります。

ちなみに県の調べによる上山での目撃件数は24件となっておりますが、本市独自の調査は県よりも詳しく、目撃、食害、家畜被害、車の事故等合わせて58件となっており、倍以上の開きがあるようです。

本市のここ数年の状況は、令和元年より遡りますと、59件、45件、45件、49件と、過去5年間を平均すると毎年51件の目撃や農作物被害、ミツバチの巣箱、車の事故、イノシシのわなに入る、家畜被害等があります。

ただし、目撃そのものは、頻繁に目撃される中山間地域の住民においては、昨今、わざわざ警察や役場に届けることをしないケースも増えていると聞きますし、また、目撃跡地に職員が行ったところ足跡がイノシシであったなど、不正確なものもありますが、2つの例の増減を考えても、同数程度はあると言えるのではないのでしょうか。

また、平均すれば5月から11月までが一番多いために、1か月当たり7件と見ると決して少なくはないと思います。

しかも、被害の状況を見ても、前述したとおり多岐にわたり、我々人間の生活空間にますます近づいてきているようにも感じます。

そのことから、本市においてたまたま人的被害がここ数年ないだけで、もっともっと警戒感を持つべきではないのでしょうか。

さて、県では、これまでにない目撃件数と全国的に市街地に出没する例が増えていることから、11月4日、危険度に応じた3警戒レベルを新設しました。人身事故が1件起きた段階で

「注意喚起」レベルを発令し、対応としては市町村と報道機関に注意喚起依頼を行い、人身事故が5件となった段階で「注意報」レベルを発令し、体制として「総合クマ対策推進チーム会議」を開き、対応としては厳重な警戒の呼びかけを行うもので、また、人身事故が死亡事故となったとき「警報」レベルを発令し、「総合クマ対策推進チーム会議」を開き、なお一層厳重に警戒を呼びかけるものです。

昨年の新設時点で既に5件の人身事故が起きていたため、県は「注意報」レベルを発令し、同時に「総合クマ対策推進チーム会議」を開き、メンバーには環境エネルギー部、防災くらし安心部、県教育委員会、県警、各総合支庁の関係各課15名を選抜し、対応手順とそれぞれの役割を確認し、厳重な警戒の呼びかけを行ったとのこと。

しかしながら、県発令のレベルに各市町村が連動していたかということ、必ずしもそうではなかったように思います。

県内の人身事故は、「1、長井市にて上下水道課浄水場北の遊歩道にて襲われて軽傷」「2、米沢でわなにかかった熊が暴れて軽傷」「3、鶴岡で某コンビニの鶴岡白山店北の某会社で荷積み作業中襲われて軽傷」「4、川西町の国道239号付近で農作業中襲われて軽傷」「5、同じく川西町時田の自宅にて落ち葉を掃いている最中に襲われて負傷」という5つの事故であり、本市においてもその時点で51件の目撃等があったとしても、熊に襲われた事故は数年間なく、捕獲も17件と順調であったために、比較的警戒感は薄かったようで、県発令の「注意報」レベルには至らなかったように感じます。

つまりは、とても広い範囲の県の発令が、各市町村の現状に全て合っているとは限らないの

です。

それでは、2件の事故があった川西町の動きを見てみましょう。

県の「注意報」発令の約1か月前の10月15日付で、既にホームページにて独自の「熊出没特別注意報発令」を行い、具体的には「次の注意事項の実践をお願いします」と呼びかけております。

呼びかけの内容は「1、熊の出没が確認されている場所に近づかない」「2、特に夕暮れから早朝の時間帯は熊の出没に注意する」「3、できるだけ単独行動を避ける」「4、音の鳴るもの（ラジオ、鈴など）を携行する」「5、熊に遭遇したら背を向けず、ゆっくり後退して遠ざかる」とし、さらに「5つの注意事項を確認しながら、熊の出没に引き続き御注意ください」と訴えかけております。

まとめると、10月11日に1件事故があり、15日に特別注意報を発令し、26日に2件目の事故があるわけですが、速やかな「注意報」の発令は行われたようです。

また、5月20日事故が起きた長井市では、ホームページにて長井警察署作成の「速報熊つぷ」という警察へ届出のあった熊の目撃出没状況のマップを掲載し、出没場所などを市民に知らせており、ちなみに令和2年中は53件となっております。

また、南陽市のホームページでは、県の「注意報」発令を「山形県全域にクマ出没注意報が出されました」と掲載し呼びかけ、目撃情報とともに市独自の注意喚起の文書も併せて掲載しております。

それぞれに人身事故があったことと、また、置賜管内であることで熊被害数の違いもあるかと思われます。それぞれの市町村において、県

の発令に合わせて注意喚起を行っているところとそうでないところがあるようで、当然、市や町村によって熊被害に対する考え方の違い、例えば、熊は絶対的に人を襲わないと考える者もあれば、襲うものだと考える者もあらうと思います。

本市においても、イノシシと見間違えるなどの誤報も多かったとはいえ、58件の目撃や出没もありながらも、多くの市町村と同様に、県の「注意報」発令に連動した注意喚起は行われなかったように感じます。

数字の上では、目撃795件中人身事故が5件、僅か0.6%です。確率からいえば、熊に襲われる確率は僅か0.6%です。その確率は、目撃しても襲われるのは奇跡であるほどの確率かもしれませんが、時々、通学路に出没したりすることもあるのも事実です。

早朝、通学の時間帯であったり、夕方4時頃の下校の時間帯であったり、その子どもたちの安全は地域が一丸となって見守るのは当然のことですが、徒歩で通学する子どもたちの見回りも、ある地域ではこの春からたった3つの世帯の保護者で毎日見回りを行わなければならないこととなり、負担はとても大変なものです。

そこで、本市独自の警戒対応指標の設定について質問をいたします。

それを設定することで、県の発令を踏まえながらも、より実情に合った、レベルに応じた具体的な対応を検討できることになります。

県が広域過ぎて各市町村の現状に合わないのと同じで、本市においても熊がよく出没する中山間地域と中心市街地とでは、実情の違いからか危険の度合いの感じ方に違いがあるようにも感じますが、レベルを設定することで問題を共有でき、その何段階目かで、例えば仮の名称で

すが「対策協議会」を持つことで、本市の関係各課、市民生活課、農林夢づくり課、学校教育課、地区の代表者、PTA、警察、猟友会、その他等市民一丸となって問題を共有し、ホームページ等でレベルを知らせ、注意喚起を行うことで、これまで熊の出没で危険を感じながらも指標のない状況で一步進んだ行動を取れずにいた関係各位も、一定のルールに基づいた措置を取ることができるようになるはずです。

一刻も早く熊対応指数をつくるべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 5番高橋要市議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共下水道との接続について申し上げます。

農業集落排水処理施設については、現在、老朽化に伴う施設設備の更新費用等に係る調査を実施しております。

今後は、調査結果を基に農業集落排水処理施設の方向性について、施設設備の更新や公共下水道への接続など、施設の経済性を含めた検討に着手してまいります。

次に、子育て世帯に対する減免について申し上げます。

本市の農業集落排水処理施設の使用料は、施設の利用者から均等に負担していただく制度であり、公共下水道と同様の支援制度が既に確立しており、公共下水道事業との公平性の観点から、新たに子育て世帯に対する使用料の減免を新設する考えは持っておりません。

次に、近年増加する熊等による人身事故防止策について申し上げます。

現在、熊の目撃情報に対しては、地区会、警

察及び猟友会と連携を取り、現場確認や近隣地域も含めたパトロール、看板の設置や地区での広報誌の回覧等による注意喚起のほか、必要に応じて追い払いを行っております。

今後も関係機関と連携強化を図りながら、状況に合わせた対策をすることが最も重要であると考えますので、現時点において本市独自の警戒対応指標を設定する考えは持っておりませんが、市内における情報共有は必要であると考えますので、今後は市ホームページ等でも注意喚起を図ってまいります。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 御理解をいただいたところと否定の部分とあったかと思いますが、順番で進めてまいります。

まず初めに、持続可能な農集排事業についてということですが、御答弁の中で、調査結果を基に経済性を含めた検討に着手していくとのことでございます。

検討というのは、更新か接続かということになろうかと思いますが、先ほど要旨でも御説明をいたしました第三次構想、山形県生活排水処理施設整備基本構想の集合処理施設統廃合計画の中で、本市1つの農集排施設が令和8年以内、その他2つの施設は令和8年以降、下水道に接続するとあります。

事前に、まだ構想の段階であり、計画ではないというような話もございましたが、その進捗状況をお答えできる範囲内で結構でございますので、お示しいただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 構想に対する進捗状況ということだと思いますけれども、先ほど答弁にもありましたように、現在調査をしておりまして、各施設の設備の状況あるいはどういつ

た設備があるのか、そういったものを積み上げているところでございます。

それのおおむね完了に併せながら、構想に合わせた方向性でいいのか、再度検討を加えていくというような形で考えておるところでございます。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 先日、市長の施政方針の中で、4番目、「うるおう「快適に暮らせるまち」」の項目の中で、都市基盤整備として道路・橋梁、公共下水道の改築・更新などを実施して市民生活の利便性を高めていくとの方針が述べられました。

その中の農集排事業特別会計の中で、宮川2地区処理施設において機械・電気設備の更新等を行う予定であるというような旨の御説明をいただいたところでありますけれども、例えばそういった更新という形でかじを切ったところと、あるいは第三次構想の中で、更新ではなく接続というそういった構想を持っているところ、その違いというのをお示しいただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 第三次構想の中で、なぜ接続なのかということかと思えますけれども、これにつきましては、構想として示したものであるということから、簡便に判断できるような係数等が示されておりまして、それに基づいて比較検討したところ、現在の構想のほうに決定したというような経過でございます。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 判断できる係数ということではありますが、何か計算とかそういった方法があるのかどうか、ちょっと詳しくお示しいただきたいのですが。

○大沢芳朋議長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 係数についてでございますけれども、具体的に申し上げますと、事業量をベースにしての事業ごとの比較ができるようなもののマニュアルが示されておりまして、それに必要な数字を入れ込むことで判断ができるというものです。

加えて、地理的条件なども考慮したフローなどもございまして、そういったもので判別できるというものでございます。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 立地条件的なものというふうなことと、あと、計算、係数ということについても理解をいたしました。

それで、その宮川2地区のいわゆる受益者の方々に対しての更新の説明ということもあろうかと思えますし、今後、さらなるそういった更新時期に來た施設ごとに、それぞれ係数あるいは立地条件などを基にして今後の方針等を一つひとつ決定づけていく作業に入ってくるのであろうと思えますけれども、そういった中で、例えば、あくまでその受益者の方々に対しての説明、よく言われる、様々な事業において周知の徹底とか言われます。なかなか難しいところではあろうかと思えますけれども、まず、その周知の仕方、どういった形でその受益者の方々に説明をしていくのか。

また、このたび宮川2地区の施設の受益者の方々に対しましては、どのような説明がなされたのか、その2点をお示しいただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 今後の受益者への説明ということでございますが、各施設とも管理組合というものがございます。そういったこと

から、まずは管理組合を受益者という形で捉えながら、説明をしていきたいと考えているところでございます。

また、宮川2地区に対しての将来の方向性、そういったものはまだ確定しておらないことから、説明は行ってはおりません。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 やはり宮川2地区はこのたび更新という形で進んでいくであろうという1つの方針、方向づけが先日説明をいただいたわけでございます。

その中で、例えば、更新か接続かという中で、やはりそれぞれの処理施設管理組合の中でも様々な問題点などもありまして、一部、管理組合の方々にお話を伺うと、例えばその処理場の見回りをする担当の問題ですとか、あるいはその管理、草刈りの問題ですとか、そういったものについても大方これまでと方向性が変わってくるということの説明はあったと。

そういったところに関しては御説明をいただいているようなのですが、そもそも更新というのが当然当たり前であったという時代から、今、人口減少とか様々な今後起き得るであろうことを想定して、更新ではなく下水道との接続という方向性もあり得る中では、例えば接続をしていくという説明はもちろんのことですが、こういった状況があるけれども更新をしていくという説明も、その管理組合に対しては必要なものかなというふうに私自身は考えるのですが、そのことについてどのように考えるかお示ください。

○大沢芳朋議長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 更新あるいは接続といった方向性の説明につきましては、議員おっしゃるとおり丁寧に説明していく必要があると

思いますので、今後、機会を捉えながら実施していく考えでおります。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 やはり更新のほうも様々な問題があつて、先ほども申しましたが、高齢化も進んでおりまして、独り暮らしの世帯とかそういったところの中で、年に2回のますを点検する作業というのも非常になかなか体力的にも厳しいとか、そういった御意見なども数点いただいております。

一人ひとりの希望にかなうような方向性というのはなかなか難しいものでありますけれども、やはりそういった声を少しでも拾っていただきながら、次の方向性へと進めていただけるよう希望をいたします。

今回、農業集落排水事業についてということで要旨でも現状説明をさせていただき、提案をさせていただいているものであります。

改めて、本市において93.8%という、もともと農集排も生活排水処理施設の一部となるわけでありまして、その生活排水処理施設の現在の本市における93.8%を第三次構想の中で令和7年度末には99.7%にするという目標も掲げており、それがやはり地域の住民の方たちに対するサービスにもつながってくる。また、ひいては水をきれいにすることにもつながってくるということでございます。

公共下水道との接続について最後の質問となりますが、基本的な質問でございますが、改めてその普及率の向上を目指すという意義をお示しいただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 普及率の向上を目指す意義でございますけれども、各御家庭あるいは事業所から出される生活排水そういったもの

が適正に処理されることで、河川など様々な環境が維持されていくものと考えております。そういったことから、引き続き、普及については努めてまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 それでは、次に、子育て世帯に対する減免についてということでありますがけれども、まず、公共下水道事業との公平性の観点からということで、新たに子育て世帯に対する使用料の減免を新設する考えは持っておりませんという御答弁でございますが、その公平性の観点という意味では理解ができるものであります。

1つ、私の提案としては、農集排施設、農集排の地域からいわゆる市内に移住をしていく世帯というのも非常に多くて、それを阻止する手だてともなるのではないかという考えの下でこのたび、地域の良さというものは住む人にしか分からない良さもあり、一方では、その学区内に部活動が少ないとか競争心が育たないとかということで、どんどん移住をしてしまうというそういった理由、根本的なことを理解していただくことも大事なのですが、やはり様々な角度からバックアップをしていただければ、その定住ということにつながってくるのかなというふうに考えます。

赤ちゃんの水の量というのも、なかなか議論はなってもそれを証明することができないところもございますけれども、今後またこういった機会に御検討いただければというふうに思います。

それでは、次に、近年増加する熊等による人身事故防止策についてということでありますが、まずは、情報共有の観点からホームページ等で注意喚起を行っていくとの御答弁、御理解をい

ただきまして、ありがとうございます。

次に、警戒対応指標の設定ということについてであります。まず、私、この質問に至ったきっかけとして、先ほども説明を申し上げておりますけれども、小学校の通学班の問題として、その通学路に熊が出没するケースが多いと。その安全対策について、その体制を整えていくべきであるとの思いがあって、本日このような提案をさせていただいたものでございます。

その中でここ3年間ほど、PTA時代も含めて議員の仕事をお預かりしたその次第も含めて、関係者として関わってきた中で、なかなか現在まで解決に至らないわけですがけれども、その質問をするための情報収集の中で、御答弁でもいただいておりますが、本市においても様々な方法で手だてを打っていただいているということも理解をしたところでございます。

例えば、現状できる範疇でいえば、注意喚起用のチラシをセットしていただいたり、猟友会のパトロール、あと警察との連携、青パトに依頼をすることとか地域の要請による看板の設置など、あらゆる対策を講じていただいていると、大変ありがたいと思います。

しかしながら、それをしていただいていたということも、なかなか情報としては入ってこなかったということもありますが、また、一生懸命やっけていただいておりますが、結果として熊出沒に対するそれでも不安が解消されない一部の地域もあるということでございます。

3年間連続で直接的にせよあるいは間接的にせよ、市に相談をしている地域があるということ、まずは存じ上げておられるかどうか、お示しいただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 市民生活課長。

○木村昌光市民生活課長 地域によっては、毎

年熊が頻繁に出没しているということもありまして、相談をいただいている地域もございます。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 その上で、御答弁の中で、関係機関と連携強化を図りながら、状況に合わせた対策をすることが重要であるから、本市独自の警戒対応指標を設定する考えがないとのことではありますが、ちなみに先ほどの話でございますが、令和2年9月6日、やはりその地域の中で当然安全を守っていかないとという力が働いていくものでありまして、9月6日、昨年ですが、大門、菖蒲の子ども会にて、「熊出沒にて登下校の行い方」という見出しで文書が配布されました。

その文書を要約いたしますと、熊出沒の場所に親が曜日ごとの順番を決め立哨して、子どもたちの通学班を見守っていきましょと、そういった内容でございますが、月曜日から金曜日までの順番が示されまして、登校時は朝7時25分、下校時は不定期であります、見回りを行っているということでございます。

ちなみに下校時においては青パトも出沒付近の見回りをしてくださったということでありますが、9月14日から11月末頃まで3か月で5軒の保護者で行ってきましたが、新年度より卒業のために3軒の保護者で見回りをしなければなくなってくると、そういった現状もございます。

これは通学班の例であります、その他本市においては、やはり自然に恵まれた環境にあることから、キノコを取りに行くとか山菜を取りに行くとかそういったことも当然習慣としてあるわけです。

昨年、熊が牛を襲うという事件がありまして、もともとブナなどを好む熊でありますけれども、

時々、鹿の死骸などを見つけると好んで食べるということもあるようでございます。昨年は、本市の牛等の一部が襲われたと。そして、生きている牛が爪で引っかかれたと、襲われたと、そういった事例もありました。その後、その熊が捕獲されたというような情報もありますけれども、そのような凶暴な熊が存在するということが自体、恐ろしいことだと思いますが、熊が人を襲うという事例も、秋田とか様々なところであって死亡者も出ております。

本県においても昨年5件あったと。その熊が人を襲う可能性についてどのように考えるか、お示しをいただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 市民生活課長。

○木村昌光市民生活課長 熊が人を襲うという部分につきましては、熊の気持ちというのは正直分らない部分ではございますけれども、基本的には熊も警戒しているというところがあると思います。そこにおいて、人間のほうが熊のほうに近づいたりとかそういった部分で、熊のほうに襲っているというような状況にあるというふうには認識しております。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 私も同感でございます。なかなか人の気持ちも分からないと思いますが。

指標ということについてまた話を戻したいと思います。例えば先ほどの事例で言いますと、同じ学区内の生居に出没したときに、敏感に反応した保護者の一部が学校に相談に行ったと。そのときに、通学路でないという対応がなされた。その後、通学路に熊が出たと。そうしたら、また別の対応がなされた。そういったこともあります。

そのときに、例えば何らかの指標があれば手だてを打つことができたのではないかと考える

ものです。指標があればこのような手だてを打つことができる。そのことについてどのように、指標が具体的ではないので大変恐縮でございますが、指標に基づいた対応ができるということについてはどのように考えるか、お示しいたきたいと思います。

○大沢芳朋議長 市民生活課長。

○木村昌光市民生活課長 具体的な指標というのはまだ定まっていない中で申し上げるのはあれなのですが、通学路ですとか教育施設の熊被害防止に有効と考えられるような対策については、山形県教育委員会のほうから示されているようなところはございます。

そういった部分で、指標ということまでは設定してないまでも、例えば登下校時には児童一人で登校なり下校することではなく、集団、グループでの登下校を推奨するとか、登下校時に児童生徒が熊鈴や笛などを携行するというような部分、それから、地域によってですけれども、草やぶですとか熊の移動経路になるような河川敷、草やぶ等が存在する部分がありますので、その部分については地域での連携協力をして、そういったものを取り除くというような部分が示されておりますので、そういった部分で可能かというふうには思っております。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 やはり私も、今、課長がおっしゃられたように、まさに地域と一体となって保護していくということがとても大切なのかなというふうに思います。

一方では、先ほどの質問ですが、例えば、私も第三者という言い方が適切か分かりませんが、指標があることで一番助かるのは市民だけではなく、同時に学校という現場でもあって、また担当となる課も次の行動が速やかに取りや

すくなるというふうに考えます。

指標がないからできない、そういったことが足かせになっているというふうにも考えられると思います。しかも、できない理由というのも明確な説明が市民に対して行われる、そのようになると思います。そのことについて、重複するようで恐縮ですが、お示しいたきたいと思います。

○大沢芳朋議長 市民生活課長。

○木村昌光市民生活課長 指標がないからできないというようなことではなく、やはり現場に即した対応というのが一番大切だというふうに考えておりまして、これまでもそういった行動を行って、対応、対策等を講じておるところでございますので、そういった対策を今後とも講じていきたいというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 やはり執行部の方々と同じで、市民の安全というのが一番大切であろうと私も考えるものでございます。地域に寄り添う形で、今後もいろいろな相談が窓口に行くことであろうと思いますが、どうか一つひとつの問題をしっかりと御検討いただいて、また、このたびの私の質問にてホームページで注意喚起をしっかりと行っただけということをお約束していただきましたので、そのことについては、今後ホームページの内容などもしっかりと確認した上で熊の対策というものに努めていきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○大沢芳朋議長 この際、10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 開 議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番石山正明議員。

〔2番 石山正明議員 登壇〕

○2番 石山正明議員 議席番号2番、会派蔵王、石山正明でございます。通告に従い、順次質問をさせていただきます。

2014年11月、民間の調査研究機関「日本創成会議」が、人口減少により2040年度までに行政サービスなどの維持が困難になると警鐘を鳴らした「消滅可能性都市」という言葉は、全国に衝撃をもたらしました。

全国の896市区町村のうち523市区町村は人口が1万人未満となり、消滅の可能性がさらに高いと報告をしております。

本県においては、35市町村中28市町村が消滅可能性都市になるおそれがあると警告しております。

また、国立社会保障・人口問題研究所は、本市の人口推計を2040年には2万847名と予測をしており、本市の総人口は1947年の4万2,550名を最高に自然減少と社会減少が続いております。

本市では、この難題に振興計画や都市マスタープランを改訂し、積極的に取り組んでおりますが、さらに持続可能なまちづくりを進めるために、質問をさせていただきます。

初めに、辺地債を活用した飲水施設の整備であります。

交通条件や医療機関等の諸条件が十分に整備されていない山間地で辺地として認定されているのは、本市では1地区のみであります。この地区の平成13年度から令和2年度までの18年間の人口減少率は約50％であり、市全体の

減少率と比較しても非常に高くなっており、高齢化が進んでおります。

このような人口減少と高齢化が加速した原因は種々考えられますが、その最も主要な課題は飲用水の確保の困難さであります。

地区内の一部を除き、多くの世帯は湧水または流水を利用しており、地区内の各集落では「水道組合」を住民自ら組織し、運営管理を行っておりますが、組合に加入せず、単独で2キロメートルもの給水管を布設している世帯もあります。

また、「水道組合」は、集落単位の組織以外に二、三世帯で構成している組織もあり、過疎化と高齢化により、近い将来、ボランティアでの運営が不可能になるのではないかと考えられます。飲用水の確保の困難さは、若い世代の転出に拍車をかけ、耕作放棄地が増加しております。

辺地債は、「総合計画」に基づいて実施する事業の財源としては特別に認められた地方債であり、交通手段、厚生施設、教育文化施設、産業振興施設などが対象とされ、元利償還金の80％が交付税として算入される特別な地方債でありますから、できるだけ早急に地区民との話し合いを進め、辺地債を活用した飲水施設を整備すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、移住政策のさらなる推進についてお伺いいたします。

初めに、中期的農業体験型居住の実施について質問いたします。

人口減少や高齢化は、特に本市の中山間地域では市民生活に関わる課題を増幅させております。農業の担い手不足や耕作放棄地の増加は、鳥獣害による被害を拡大させ、耕作意欲の低下を招くという負のスパイラル現象が生じており

ます。地域の力を強化するためには、外からの若い人材を確保する必要があります。

本市においては、移住促進の施策の1つとして、平成30年10月に「お試し居住施設」が開設されました。この施設は、以前、学生たちが寄宿舍として利用していた物件で、設備等は十分に整備されておりますが、令和元年から令和2年度の利用件数は、大学の研究利用を除けば5件となっております。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響でリモートによる相談のみとなっておりますが、今後は、移住希望者のライフスケジュールに応じ、さらにターゲットを絞った形での「お試し居住」の在り方を検討すべきではないでしょうか。

令和元年度に東京圏在住者への移住について、内閣府まち・ひと・しごと創生本部が、20歳代から50歳代までの住人に地方移住の関心度についてアンケート調査を実施しておりますが、地方移住に男性は51%、女性は45%が関心があると答えております。

田舎暮らしをする第一の理由は、「自然環境が豊かだから」が約55%と最も高く、平成29年度の田園回帰に関する中間報告書では、移住希望者の農業への関心度について20%以上が農業をなりわいとして従事したいと考えており、若い世代になるほどこの傾向は顕著となっております。

かつて日本経済を支えた地方から都市部への流れは、新型コロナウイルスの影響で逆の流れになりつつあり、今後、さらに加速すると思われます。この田舎暮らしへの環境や農業に対する価値観の変化をどのように捉え対処していくのか、これがまさにターゲットを絞った施策の在り方ではないでしょうか。

本市のお試し居住の滞在期間は最長で10日

間となっておりますが、茨城県常陸大宮市では田舎暮らし体験として最長3か月の滞在を認め、島根県飯南町では短期農業体験型として1か月の居住期間を設けています。

本市の基幹産業の1つである農業、特に果物等の農作業体験や借地を利用した野菜づくりが、移住定住のきっかけになる可能性はさらに大きくなると思われますので、現在のまちなかのお試し居住施設を農山村地域に移動し、地域住民との交流を深めるために滞在期間を長期にすべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、移住定住課の設置についてお伺いいたします。

移住定住に関して、平成28年から地域おこし協力隊を移住コンシェルジュとして配置し、情報の発信に努めてまいりましたが、現在は市政戦略課が窓口を担当していると伺っております。しかし、県外から移住した人からは、移住定住情報は最も重要にもかかわらず、情報の発信がばらばらで分かりづらいとの声が聞こえています。

移住定住を推し進めるためには、付加価値の高い行政サービス情報を「素早く」「積極的に」広報し、戦略的な視点で取り組む熱意がないと、他人には伝わらないと思います。

移住定住に関する施策は、WEBサイトの管理、SNSの発信、ふるさと回帰支援センターとのコンタクト、就業、就農、起業、空き家バンク、子育て支援、婚活などに至るまで多岐にわたり、専門的な知識の必要があるために、移住定住に特化した課を設置すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、教育移住の推進についてお伺いいたします。

かつて山形県と長野県は教育県としてうたわれておりました。現在は少人数学級編制等推進事業、教育山形「さんさん」プランにより、少人数学級編制のメリットを生かした教育の充実を推進しておりますが、平成31年度全国学力・学習状況調査の山形県の正答率が全国平均を上回ったのは国語のみで、算数・数学、中学3年生の英語は全国平均を下回っております。算数・数学は、小学6年生が33位から45位、中学3年生が34位から40位、英語は38位から45位という結果でありました。

本市における平成31年度の全国学力・学習状況調査結果を見ると、中学3年生の国語の成果は上がっているものの、小学6年生の国語、算数、中学3年生の数学、英語には課題があり、今後、さらに向上させる施策が必要ではないかと考えられます。

I C Tの進化やグローバル化等の激変する時代に対応できる子どもたちを育成するためには、学力のみで教育を評価することはできませんが、学力が向上することにより、他市町村からの移住者を呼び込むことができるのではないのでしょうか。

子育て世代が移住先を選択する場合、自然環境や教育環境を重視しております。自然環境は整っているわけですから、移住につながる教育プランを構築する必要があります。

そこで、イエナプラン教育の導入について伺います。

今、世界一と評価されている教育にイエナプラン教育があります。イエナプランはドイツの教育学者により大学の実験校として創始された学校教育であります。最も盛んなのはオランダであり、現在は200校以上のイエナプラン小学校があります。

日本イエナプラン教育協会によれば、この教育は個性を尊重し、「主体性」「協調性」の獲得を目指し、1年生から3年生まで、4年生から6年生までの異年齢でクラスを編制し、各グループが「対話」「遊び」「学習」「イベント」の4つの活動をベースとして行動するというものです。

2019年、長野県佐久穂町に2年の準備期間をかけ、廃校を再利用したイエナプラン教育を取り入れた学校法人大日向小学校が開設されましたが、全国各地より70名の児童が入学をしております。

また、広島県福山市でも2022年、小学校再編後に日本初のイエナプラン公立小学校が設立され、全国より180名の児童を受け入れるとのことであります。

「きらりと光る上山」を目指す本市としても、子育て世代の移住を増進するために、イエナプラン教育を研究し導入するお考えがあるのか、教育長に見解をお伺いいたします。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 2番石山正明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、辺地債を活用した飲水施設の整備について申し上げます。

飲水施設の整備については、基本的には地域住民の意向を尊重して進めていくべきものと考えております。

地域住民からの飲水施設の整備要望により、その財源として辺地債を活用する場合には、市が総合整備計画に基づき実施する事業となりますが、今後の飲用水の利用人口の推移や施設の維持管理に係る費用等の観点から、施設整備を行う考えは持っておりません。

なお、給水区域外の施設の整備に当たっては、上山市飲用水共同給水施設整備事業補助金として支援をしております。

次に、中期的な農業体験型居住の実施について申し上げます。

移住相談者の移住希望先は、農村及び山村部よりも地方都市における市街地での暮らしに対してニーズが高まっていると捉えております。

滞在期間につきましては、希望に応じて柔軟に対応しておりますが、現時点においてお試し居住施設を農山村地域に移す考えは持っておりません。

次に、移住定住課の設置について申し上げます。

本市の移住政策については、市ホームページに特設サイトを設け、一元的な情報発信に努めているほか、広域連携を柱とする業務内容を勘案すると、移住定住に特化した課を設置する必要はないものと考えております。

なお、人口減少対策として実施している持家住宅建設等補助金をはじめとする定住促進策と一体的に実施することが効果的であることから、新年度より建設課において移住業務を所管することといたしております。

○大沢芳朋議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 2番石山正明議員の御質問にお答えいたします。

イェナプラン教育の導入について申し上げます。

本市においては、毎年策定する学校教育指導の方針に基づき、各学校の課題、実情に応じた特色ある教育課程を編成し、実施しております。

イェナプラン教育の基本的な理念である「主体性」と「協調性」の育成につきましては、文

言の違いはありますが、学校教育指導の方針にも明記していることから、イェナプラン教育を導入する考えは持っておりません。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 初めに、辺地債を利用した飲水施設の整備について御質問させていただきます。

先ほどの言葉の中で、まず、地区住民からの要望があればというようなことでございますが、これは地区民の要望があれば動いていただけるというような理解でよろしいでしょうか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 地域の住民の要望があればということですが、ただ、それが成り立つ要望であるのかどうかということも我々は勘案しなければなりません、基本的に要望があればそれに対応させていただくということは基本の基本でございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 それで、辺地債を利用しないで上山市飲用水共同給水施設整備事業というようなことで、市のほうの事業としてであればやりますよというような答弁でございますが、これは一般財源でやりますよというようなお話でございましょうか。

○大沢芳朋議長 市民生活課長。

○木村昌光市民生活課長 こちらの補助金については一般財源のほうで措置するものでございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 その一般財源に対する交付税の交付というのはあるのでしょうか。

○大沢芳朋議長 市民生活課長。

○木村昌光市民生活課長 国の補助金ですとか交付税という措置はございません。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 それでは、どれぐらいかかるかというのはこれからの試算でしょうけれども、ただ、先ほど申し上げました辺地債については80%の国からの交付税があるわけですよ。それをなぜわざわざ何もない一般財源からやろうとしているのか、この意図が私にはさっぱり分からないのですが、その辺のところをお示してください。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 80%の交付税措置があるということですが、先ほど申し上げましたように、整備金額でも少なくはありませんね。そうしますと当然地元負担、自己負担が出てきます。

議員がおっしゃっている地域というのは私も存じ上げている地域でございますが、独り暮らしとか高齢者世帯が非常に多くなっている。それに対して、当然水道料金も頂くことになるわけでございますが、それに耐えて加入者がどれぐらい出るのかということが、我々としては大変危惧されるわけございまして、それが、じゃ、水源地はどうかと、どこに設けるのかと、距離はどのぐらいになるのかと想像したときには、莫大な事業費になると私は考えます。

それで、じゃ、地域の方々がまとまって、その辺地債を利用した事業を展開してくださいということであるならば、我々に対応します。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 今、住民の方々の意向というふうなことで、そういう意向があれば対応していただけるということでございますが、例えば、この上山市の飲用水について補助があるわけですが、この制度を利用した場合には、例えば計画から実施までどれぐらいの年数を要するのかを教えてくださいたいと思いま

す。

○大沢芳朋議長 市民生活課長。

○木村昌光市民生活課長 どのような施設を整備するかという部分もあろうかと思えますけれども、あと、地区のほうの計画になりますので、具体的な例が今現在あるわけございませんで、何年かかるということはちょっと申し上げられないところでございます。

○大沢芳朋議長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 市政戦略課で辺地の計画を立てているものですから、その観点からお答えいたしますけれども、まず、辺地債を借りるという総合整備計画については、市が実施するものを起債するというふうになります。こちらで答弁させていただいています飲用水共同給水施設整備事業補助金につきましては、これは地区民の方とかそういった市でない実施主体の方々がするものに対して支援するという形になるものですから、その実施主体がどこになるのかという観点で大きな違いがあるということでございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 その辺のところは、住民の方々との話合いの中で、先ほど水源地というお話もありましたけれども、どのような形に持っていくのか、まずその話合いを進めていただいて、それでどれぐらいの年数あるいはどれぐらいの経費がかかるかというようなことも含めて、まず基本的なことを住民の方々と相談をしていただいて、その後、どうするかというような意思決定も含めて決めていただいたほうが、大変私はありがたいと思っております。

この辺地債の資料を見させていただきますと、5平方キロメートルに50名以上というような記載がございました。5平方キロメートルに5

0名以上の住民がいないとこれはできませんよという、飲水施設はというようなことがございました。

ただ、今の状況を見ると、5年、10年という先の話ではやはり非常に厳しいところがあるのではないかと。ただ、今現在、小さな子どもたちも生活しております。若い人たちも生活しております。この生活している子どもたちあるいはその若い青年たちを守るためには、やはりどうしてもこの飲み水というものを確保していただかないと、恐らく10、20年後あたりには消滅するのではないかと、皆、非常に危惧をしております、このような形でお話をさせていただきました。

今、辺地計画というようなことがございましたけれども、5年計画ということで今実施していただいて、山元地区の体育館のほうを来年度あたり改築するようなお話がありますが、この総合整備計画については変更ができるのか。例えば、5年決まったからそのまま実施しなければならないのかということについてはいかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 議会の議決を経た上で、変更は可能でございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 議会の議決を経た上でということですが、この前、村山総合支庁のほうでは、毎年でもいいですよ、変更するのであれば。ただ、今、お話ししたように議会の議決を得てくださいというようなお話もありましたので、ぜひこの施設については、まず住民の方々の要望というのが1つ大きなきっかけでございましょうけれども、現実的にどう進めるかということ、今後ともぜひ前向きに進

めていただければ大変ありがたいと思っておりますので、そのようにお願いをしておきます。

次に、お試し居住の件についてお伺いいたしますが、先ほど申し上げました令和元年度、令和2年度の利用実績が5件であると。その中で、定住につながったのは1件と伺っておりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

○大沢芳朋議長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 令和2年度の実績はそのとおりでございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 定住のほうには役に立っているというようなことでございますが、私がちょっと疑問に思ったのは、今のお試し居住施設をあの場所に決めた理由というのが非常に私は疑問に思っております、実は、どこにターゲットを絞って今のところにお決めになったのか。例えば、若い人というのであれば、例えば大型商業施設辺りの近くの買物に便利なところとか、あるいは農業者であれば農業ができるようなちょっと田舎のほうであるとか、そのような形でターゲットを絞った形でお試し居住についてはお考えになったほうがよろしいのではないかとと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 まず、ターゲットの部分につきましては、先ほど答弁の中にもありますけれども、地方都市における市街地での暮らしを望まれる方というのが、ふるさと回帰支援センターのアンケート結果から明らかになっていると、移住を希望される方の希望がそうになっているということでございますので、まず、本市においては、できるだけ市街地に近いところで、なおかつ鍵の受け取り、あとは管理のし

やすさの観点から勘案しまして、今の現在のお試し居住施設を選んできたという経過でございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 アンケート等によって、まち暮らしは、田舎のほうの、まちの中の環境を楽しみたいというような形で今のところをお決めになったということですが、やはりお試し居住に来る方は、1つはまちの雰囲気とかを楽しみたいという方おいでになる方もいらっしゃるでしょうけれども、まずは、子育て状態とか、あるいは福祉施設とか、あるいは文化や伝統とか、もっと多くはやはり地域住民との関わり合いの中で、私は、ここ上山はいい人が多い、住みたいというような方向に持っていくというのが一番ではないかなと思っております。

そのために、農地付の郊外型の中山間地への移住ということで提案をさせていただいたわけですが、先ほど、アンケートの中でまちなかに住みたいという方が多いということでしたが、実は、農業を体験したいという方も、これは田園回帰センターの中のアンケートの中で出ております。

農村への定住に関する変化ということで、体験型が平成17年度は16%、平成26年度は44%という具合に、約3倍以上に農村に対する憧れ、考え方が変わっておりますが、この点について、市長としても、これは令和2年の6月の答弁の中で、本市が持つ自然及び農業を行う環境は移住定住を促す強みであることから、移住希望者のニーズに応える多様な対策の1つになると考えておるということでお答えしておりますが、やはり今後ともこの市内の居住型に変えるのか、あるいは農業のほうの体験型に変

えるのか、その辺の今後の考え方について伺いいたします。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 答弁では、ニーズが多い市内ということで答弁させていただきました。農村地域については、我々もずっと以前から考えてきたところでございますし、古民家みたいな家屋があって、そして家庭菜園があっていいだろうなという感じを我々も持っておりました。

しかし、現実にはそういう希望があるかというとなんにもないのです。そして、先ほど農業体験とか農業就農ということがありましたけれども、こういう時代に農業就農なんて非常に難しいです。現実には、地域おこし協力隊の方が住みついて農業をやっておりますけれども、大変苦労しております。

ですから、もし農村地域に移住となれば、文化人とか芸術家とかそういった方々であるならば、農村の風景とかそういうものを楽しんで住んでいただけたらと思いますが、そこで農業を営むということは非常に大変な状況にあります。ですから、やはりそういう意味でも、お試しはあるかどうか分かりませんが、つながるというのは非常に難しいだろうなと我々は考えております。

しかしながら、そういった農村の人口減少も含めて、あるいは地域コミュニティを持続していくという観点からしても、我々としてはお願いしたいところでございますが、あともう一つは、やはりマッチした空き家がなかなかないということです。例えば、水回りの件とかそういったこととかもありまして、なかなか、今回も実は地域おこし協力隊で農村地域に住むということが決まっておるわけですが、なかなか見つからないという状況にもあります。

ですから、やはりそういった、ただ来てもらうというだけではなくて、そういった住環境とかそういうことも併せて提案していくという、そういったものを併せて整備していかないとかなかなかお試しも、あるいは移住も難しいのだろうなというふうに思っておるところでございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 やはり農業で生きるとするのは非常に厳しいという市長の御意見については、これは賛同できるところであります。

ただ、今、お試し、農業体験の中で、実はこの前、ある方からお聞きしたのですが、実はうちでサクランボを切ってしまった。まだ使えるんだけど、やはり年取って切ってしまった。いや、誰か継いでくれる人がいれば大変助かるなど。あるいは、ほかの地区については、もう高齢化によって梨畑を使わなくなったから、悪いけど誰か借りてくれないかということで、その果樹園ごとお貸しをしたというような例がございます。

ですから、今現在、例えば、農業委員会あたりで、前回、高橋義明議員の質問について、農地の調査については今後進めていくというような形で答弁があったわけですが、この農地あるいは農地プラス果樹等についての調査というのは、今、進んでいるという状況なのでしょうか。

○大沢芳朋議長 農業委員会事務局長。

○漆山 徹農業委員会事務局長 農地の調査という部分では、現実的には、農地中間管理機構という機関を通して農地の貸し借りのマッチングをしておりますけれども、農地を貸したいと、現在、園地を持っていて成木もあるという方がぜひ誰かに農地を借りてほしいという要望を申

請いただければ、その借りたいという方とのマッチング作業は行っている状況はございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 そうすると、農地の貸し借りについては、これは調査を進めているという考え方でよろしいですか。果樹園とは別にして。農地についての賃貸について、農業委員会のほうで調査をしているということによろしいですか。

○大沢芳朋議長 農業委員会事務局長。

○漆山 徹農業委員会事務局長 農地の部分については農業委員会で調査は進めております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 4年前に調査を進めると言っていて、今まで4年間何も進まないという状況と。これはね、やはり4年前にきちんとした形で、農地の貸し借りについても調べます、研究しますと言っているわけですから、これについては積極的に進めていただかないと、私らとしてもこの対応は非常に困るということでございます。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 ただいまの全然進んでいないという話でございますが、進んでいないわけではございませんで、進んでおるのです。先ほど申し上げましたように、農地中間管理機構というものをきちんと定めまして、農業委員が荒廃農地、空き地を調査して、それに係るもの係らないもの選別してやっております、どうしてもやはり生産性の低い中山間地についてはそれに登録ができないという現状にあります。

ですから、やっていないではなくて、きちっとやっております。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 お試し居住については、

先ほどから農業体験というような形でのお話を
させていただきましたが、例えば尾花沢
辺りは、就農の研修期間中については、例えば
月10万円とかそういう形での支援等について
もいろいろやっているようでございますので、
その辺のところを参考にさせていただいて、ぜひ
中山間地あるいは農村地への体験移住について、
今後進めていただければ大変ありがたいと思っ
ております。

次に、定住課の設置についてお伺いをいたし
ます。

定住については、これは本市の重要課題とい
うようなことで市長のほうも答弁していらっし
やいますので、この辺については私どものほう
とも認識を一緒にするところでございます。

定住については、今後、市政戦略課から建設
課のほうに移行するというようなことでござい
ますけれども、実は、定住についての情報発信
というのは非常に広いのですね。例えば空き家
バンクとか、あるいは住んだ場合の補助金どう
のこうのということもありますけれども、その
ほかには例えばファミリーサポートの問題、子
育てプラン、これらは子ども子育て課、あるい
は創業支援プランについては商工課、市内就業
者定住奨励金については商工課、ポータルサイ
トの管理は市政戦略課ということで、その移住
に関することが各課ごとにあるというふうなこ
とで、市のほうの移住支援のサイトを見させて
いただくと非常に分かりにくい。

それで、お話ししますが、その管理について
も、大変申し訳ないけれども、これは非常に更
新が遅いところがある。というのは、市のホーム
ページを見ると、市の人口は3万1,000
人になっています。ええ、本当かということで、
やはりこれを比べてみると、非常に移住する方

としては本当かよというような気になると思い
ます。

これは、今まで市政戦略課のほうでホームペ
ージの更新も含めてかなり一生懸命やってきた
と思います。ただ、私は市政戦略課だけでは非
常に荷が重かったのかなという気がしておりま
す。

それで、最初、移住に対するコンシェルジュ
を地域おこし協力隊のほうで見ていただいたわ
けですけども、これが3年間で引退されまし
たけれども、その移住コンシェルジュについて
また市の協力隊として呼び込む予定があるのか
どうか、お伺いいたします。

○大沢芳朋議長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 今現状の移住の施策
の考え方でございますけれども、山形県におい
て県内全体の市町村と、あとは民間企業が参加
したような法人を新たに立ち上げてまして、そち
らで広域的にやっていくという部分と、山形連
携中枢都市圏の中でも移住の誘致に努めていく
という考えが打ち出されておりますので、市単
体での取組を強化していくという考えよりも、
そういった広域連携の中で取組をやっていくと
いう考え方を持っておりますので、移住コンシ
ェルジュを新たに設ける考えは今のところ持っ
ておりません。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 分かりました。そうい
う説明は何遍も受けております。

ただ、私から言わせれば、ただの丸投げで
す。本当に上山に移住者を呼ぶ気持ちがあるの
か。私はそこが非常に疑問で、広域連携の中で
やりますよという、今、お話がありました。山
形県は全国で46番目ですよ。46番目、住み
たい県のうちの。46番目のうち、上山市の住

みたいランキング何位ですか。これは統計の仕方によって、マスコミの出し方によっていろいろ違いはあると思いますけれども、上山は最下位でしょう。

そういう中で、1つの大きなくくりの中で活動するではなくて、やはりもっと積極的にアタックするというような姿勢を見せないと、移住する方には伝わらないということです。だから、市のホームページを見てもだらっと書いてあるだけ。見た方は、何だ、こりゃというような形になりますよ。

例えば、これは朝日町のほうのホームページですが、きちっとした形で、分かりやすく説明しています。移住定住についても、あるいは農業の転業にしても、このような形で分かりやすく説明しておりますよ。

やはりこういう熱意をしっかりと出してほしいという意味で、私はこの移住定住課について設置をするようにお伺いしたわけですが、今のところはないということでございますが、今後、ぜひ検討していただければ大変ありがたいと思っております。

次に、教育移住の推進についてお伺いいたします。

先ほどお話しいたしました。教育力の学習というのは、これは上山市にとって、非常に教育の移住者を呼ぶような力になるのではないかと、思ってこの質問をさせていただいたのですが、この教育力、学習力の向上が移住につながるかということについて、市長のお考えをお伺いいたします。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 全ての到達点が移住という考え方はどうかと私は思います。やはり教育は教育で、鳥取県がやりましたよね、東京から

どんどん行ったと、廃校を利用してと。今はちょっとなかなか聞こえてきませんね。

だから、教育は教育なんです、やはり。その教育の結果として良ければ来るだろうし、悪ければ来ないだろうし、あくまでも移住が目的の教育なんていうことはやってはいけないことだと思います。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 はい、分かりました。

やはり、大変申し訳ないのだけれども、ほかから来た人、上山の小学校に入れて悪いけどうちの子どもの成績下がってしまったというような現実もあります。

先ほどお話ししたように、山形県でも上山市の、国語はいいですよ、これはやはり非常に読み聞かせとか先生方の努力が実った形だと思いますけれども、例えば数学とか英語についてちょっと下位だということで頑張っていたかなと。そしてやはり子どもを上山で育てている人の動機の1つは自然環境と、もう一つは教育環境なのです。この計画がしっかりしていれば、私は移住につながるのではないかと考えております。

例えば、教育の質を上げろと言っても、これから山形県の教育制度が変わります。その中で教育長が対応していかなければならないので、これは大変なところがあると思いますけれども、ぜひ優秀な先生を引っ張ってきていただいて、学力の向上を目指していただきたいと思っております。

そのイエナプランについてお伺いいたしますけれども、イエナプランについては、前回、同僚議員が教育長に質問をしたと思います。その中で、イエナプランについては大変我々も評価をしているというような教育長のお話がござい

ました。

このイエナプラン教育について、私が事前にお話をお伺いしたところ、非常に造詣が深いというようなこととお伺いしておりますが、このイエナプラン教育について、教育長はどのようにお考えなのかを一言お伺いいたします。

○大沢芳朋議長 教育長。

○古山茂満教育長 イエナプランについては、新しいことではなくて、20世紀当初に出たプランなのですよね。それも議員がおっしゃるように、ドイツで、イエナ大学でなされて、そして実験校をつくって、そして、ドイツではなかなか発展していなくて、オランダのほうで今現在採用されているということなわけです。

そこで、イエナプランについては、前に守岡議員のほうからもありましたけれども、移住ということではなかったのですけれども、狙いは。

そういうことで、今回は移住ということなので、我々は学力が上がるということについては、私が教育長になってからずっとこれは言ってきました。学力を上げなければならないと。そして、子どもが学校に行きたい、保護者が学校に行かせたい、そして、地域が支えたいような学校、そういうような学校の中に学力の向上が入っているということでございます。

ですので、その学力を向上していくというそのための上山独自のプランが、学校教育指導の方針という本市で出しているものでございます。

そういうことで、イエナプランの理念については、「主体性」と「協調性」というのがありますが、これは国のほうでも「主体的」それから「対話的で深い学び」ということで、「主体的」という部分は「主体性」、それから「対話的」というのは「協調性」という部分で同じなのです。

それで、イエナプランもメリット、デメリットがあります。メリットの部分をも日本でも、上山でもですけれども、事例を生かして取り入れて実践をしてもらっているところがございます。

○大沢芳朋議長 石山正明議員。

○2番 石山正明議員 個人的にですが、このイエナプラン教育については、やはりある程度の少人数の学校の中で進めなければならないだろうというふうに思っております。今、本市の学校の状況を考えた場合に、私の個人的な考えですよ、中川小学校が一番適しているかなと。人数的にもクラス的にも。

これについては私個人の意見ですので、これを進めろというわけではありませんが、ぜひこのイエナプランについては、全国から興味を持って見ていただいている教育方法でありますので、今後ぜひ研究を進めていただいて、上山市にもこのような形で小学校ができれば大変ありがたいなと思っておりますので、今後とも、繰り返しになりますが、研究を進めていただければ大変ありがたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大沢芳朋議長 この際、正午にもなりますので、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午前11時54分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番枝松直樹議員。

〔12番 枝松直樹議員 登壇〕

○12番 枝松直樹議員 議席番号12番、枝松直樹でございます。今回は大きくは3点にわ

たって、細部については7点にわたってお伺いをいたします。

まず最初に、かみのやま温泉駅周辺整備の方向性について伺います。

計画へ市民の意見をどう反映させるかについて、第1点伺います。

駅前広場の整備計画は、平成29年6月定例会において、駅前の整備・活用方針を策定するための調査費1,770万円の補正予算が追加議案として計上されたところから始まりました。翌平成30年5月7日、調査結果を反映した「駅前の整備・活用方針（案）」が議会に説明されました。

この案では、駅中央入り口部から西に向かって切り妻の大屋根を設置、南側を自動車エリアとし、北側を広場とする配置図になっていました。総事業費は概算で約6億5,000万円、平成30年度は地権者との協議及び補助金の調査をし、令和4年度から着工との説明でありました。

その後、計画は変更され、交番の移設、新たな道路の整備、市営駐車場の入り口を北側にするなどの変更点があり、令和2年に入り、「駅前広場整備基本設計（素案）」として市民に提示されました。

総事業費は概算で9億円に増え、令和2年3月から4月にかけて、この計画に対するパブリックコメントを求めたところ、18件もの意見が寄せられましたが、それは基本設計案に疑問を呈するものばかりでありました。

私も、この計画案にひどく違和感を覚え、令和2年6月議会で、「駅前広場整備基本設計（素案）の再検討」という一般質問をさせていただきました。

その中で申し上げたことは、「東西の駅前広

場の外側に広がる土地開発とセットにならないければ、どれだけの意味を持つのか疑問というのが私の第一印象であります。駅前広場にだけ手を加えても、市の活性化にはつながらないと思います。駅前広場の外側に位置する周辺の民地が空き地、廃屋、老朽ビルという状態では、今回の投資効果が発揮されないのではないのでしょうか」という質問内容でありました。

そして、今年2月に、建設課から今後の事業の進め方について方向性が示されたのですが、これは現実的であり妥当と私は評価しております。

その内容は、（仮称）駅西整備検討会及び（仮称）駅東整備検討会を新たに立ち上げるとともに、従来からのかみのやま温泉駅前広場利活用検討委員会の中では、駅西と駅東の状況を踏まえて検討を続けていくというものです。

この中で特筆すべきは、まずは、東口の宅地造成を中心とする開発を進めていこうという方針です。東口には、食品工場解散に伴う工場跡地をはじめ、優良な遊休地が多くあります。ここをうまく宅地開発し、新たな道路など居住環境の整備ができれば、駅西側についても触発される形で開発が期待できるものと思います。

この駅周辺の整備においては、上山の未来に希望が持てる計画にするために、どのように市民の意見に耳を傾けるのか、専門家の招聘も含めて、市長の御所見を伺います。

2つ目ですが、民間事業者との連携の方策であります。

住環境のインフラ整備は市がやるにしても、開発の主体はあくまで民間事業者です。民間事業者と連携して進めるという方針ではありますが、事業者とどのように連携を図るのかについて、市長の御所見を伺います。

次に、生活保護を最後のセーフティネットとするためにということで、扶養義務調査の見直しについて伺います。

菅総理大臣は、本年1月27日の参議院予算委員会における野党議員のコロナ禍での生活苦に対する質問に対し、「最終的には生活保護。しっかりセーフティネットをつくっていくことが大事だ」という旨の答弁をし、この答弁がSNS上で大きな話題になりました。

なぜこのようなことになったかという、生活保護制度が憲法25条の生存権を保障しているはずなのに、現実的にはそのように機能していないとの指摘があります。

総理の発言で、期せずして生活保護制度に関心が高まったわけですが、田村厚生労働大臣も生活保護制度の弾力的運用を示唆し、生活保護を受ける上での大きな障壁となっている扶養義務調査についても、「扶養照会は義務ではない」「事実関係を調査し、今より弾力運用できるよう努力したい」と答弁しました。

生活困窮者を支援している「一般社団法人つくろい東京ファンド」が調査をしたところ、扶養照会の結果、実際に扶養に結びついたのは、2019年度において、足立区で0.3%である7件、台東区は0.4%の5件、荒川区とあきる野市ではゼロ件だったといいます。本市でも似たような数字かと思います。扶養照会はほとんど形骸化していると言わざるを得ません。

生活保護の利用要件に該当する人のうち、実際に利用している人の割合を捕捉率といいます。この捕捉率について厚生労働省は2018年5月に22.9%という推計結果を発表しています。イギリスやドイツは85%以上の捕捉率であります。

日本には「生活保護は恥」との意識が蔓延化

している風潮が、捕捉率の低さに影響していることもあるでしょうが、扶養義務調査に対し拒否感を抱く相談者が多く、生活保護の申請を断念する現実があります。

私は、扶養義務は、「何々家」という一族間の家制度の下での私的扶養の名残ではないかと考えており、今の世帯単位の生計関係にはなじまないと考えています。交流のあまりない兄弟、結婚して別世帯を営んでいる家庭に、一通の照会文書を何の前触れもなく送りつけることが、大きな波紋を呼ぶことは容易に予想できます。

以上のようなことから、私は、保護申請者が扶養義務調査に同意した場合を除き、扶養義務調査をしないという取扱いをすべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、生活自立支援センターとの連携について伺います。

社会福祉協議会に設置されております上山市生活自立支援センターの相談件数について調べたところ、令和2年4月から令和3年1月末まで10か月間の相談件数は延べで80件を超えており、コロナ禍以前に比べ大幅に増えています。

相談の内容は、20万円の緊急小口資金貸付が45件、借換えを含めた総合資金の貸付けが14件など、金銭的に困窮した相談が多くあるようです。

生活自立支援センターは、生活全般にわたる相談、ハローワークと連携した就労支援、住居確保の相談など、実に多彩な支援が受けられる窓口となっており、市民にすれば実に頼れる窓口となっています。

生活自立支援センターのリーフレットの表面には、「あなたの悩みを聞かせてください」「相談無料」と書いてあります。市民の側からすれ

ば、役所に比べて敷居が低い、気軽に生活相談ができるとの印象を受けます。

生活自立支援センターが、役所の福祉課のさばき機関あるいは下請機関になってはなりません。センターと行政が連携し、一体となって相談者の支援に当たるべきであります。

社会福祉協議会は、地域の中に生じている暮らしの問題や変化を素早くキャッチし、これらの解決に向けて、行政、地域住民や民生児童委員、社会福祉関係者、医療機関、学校、商工団体など、様々な関係者を巻き込みながら支援していけることが特徴であり強みであろうと考えます。

生活保護を含めた生活困窮者支援は、かつてのような福祉課主導の支援ではなく、生活自立支援センターと福祉課の情報の共有を有効に作用させることが極めて重要であると考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、大きな項目3つ目の市役所を働きがいのある職場にするためにということで、最初に、会計年度任用職員（非常勤職員）の待遇改善について伺います。

上山市役所には多くの非常勤の方が勤めておられ、その方々の存在がなければ市役所は成り立っていないことは、誰しもが認識されていることと思います。

全国的にも臨時・非常勤職員が地方行政の重要な担い手になっているという実態にあることから、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するために、平成29年5月11日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律を成立させ、昨年令和2年4月1日から、新しい非常勤職員の枠組みである会計年度任用職員制度が創設されたものであります。

総務省が示した「会計年度任用職員制度の導

入等に向けた事務処理マニュアル」においても、「常勤職員との権衡」という言葉が何度も登場するのですが、会計年度任用職員制度運用のポイントはここに表れていると思います。

しからば、本市の運用はどうでしょうか。本市では、フルタイムの任用職員ではなく、全員パートタイムの任用職員になっています。結果、従来より待遇は幾分改善したでしょうが、ワーキングプアの実態は改善されていません。

総務省が令和2年12月21日付で発出した「会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）」には、次のような記述があります。

「会計年度任用職員の勤務時間については、その職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、例えば、フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として勤務時間をフルタイムより僅かに短く設定することは適切ではないこと」。

また、適切な給与決定について「会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号級の給料月額を基礎として」考慮すべきものであること。

また、「単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであるため、こうした取扱いを行っている団体は、適切な措置を講ずること」。

私は、以上のような制度改正の趣旨に沿って、本市の会計年度任用職員の待遇を見直すべきと

考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、職員のやる気を高める人事評価制度について伺います。

人事評価制度は、納得感のある評価と職員のやる気と仕事の生産性を高めるものでなければなりません。そのためには、評価者・評価する側の主観の排除が必要であり、評価者の能力向上も求められることになります。

令和2年11月に、内閣人事局・人事院が示した人事評価マニュアルには次のような記載があります。

「人事評価は、適材適所の人材配置・めり張りある給与処遇、人材育成、さらには組織パフォーマンスの向上に活用します。このため、他の職員との比較ではなく、評価項目や設定された目標に照らして、職員一人ひとりの職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握し、適切に評価する仕組みとする必要があることから、絶対評価により行うこととしています」と記されています。

総務省では、地方自治体にも人事評価制度を昇給や勤勉手当、昇任・昇格に活用することが求められていますが、運用を間違えると職場に差別と分断が生まれ無用な混乱が生じたり、結果として、職員のモチベーションの低下を招くことが懸念されます。

私は、人事評価を給与や昇任・昇格に活用するのではなく、評価した結果を今後の職員の能力開発、人材育成につなげていくべきと考えます。そのことが、本人のやる気を高め、仕事に好影響を与えることにつながると思います。

そこで大事ななのは、評価結果を踏まえた的確なフォローアップです。面談の際には、どのような点を改善すれば今後の業務に役立つか、職員のレベルアップに役立つかを話し合うことが

重要になると思います。

そこで伺います。本市の人事評価制度の目的と評価結果の活用はどのように考えておられるか、基本的な方針について市長の御所見を伺います。

次に、制度構築に当たっては労働組合との合意が必要と考えます。

組合側が主張している4原則（納得性、透明性、公平性、客観性）と2要件（労働組合の関与、苦情解決制度の創設）を確保することが求められます。

特に大事なのは、評価された本人が評価結果に納得することですし、労働組合の代表を入れた苦情処理機関の設置かと思います。

この4原則と2要件をどう実効性あるものにするかについて、市長の御所見を伺います。

最後に、ジェンダー平等について伺います。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の前会長の発言をめぐっては、国際社会の激しい批判にさらされました。安倍内閣では、発足以来、女性活躍の旗を高く掲げてきましたが、国際的には大きく後れを取っています。

2019年12月に、世界経済フォーラム（World Economic Forum）が、各国における男女格差をはかるジェンダー・ギャップ指数を発表しました。

この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。第1位のアイスランドの指数は0.877、次いでノルウェーの0.842など北欧が上位を占め、中国は0.676で106位、韓国が0.672で108位、日本は0.652で153か国中121位。前回は149か国中110位でした。

哲学者の内田樹氏は「仕事ができる人に仕事を任せるというシンプルなルールを採用していれば、ジェンダー・ギャップ指数が世界121位などという結果になるはずがない。日本の多くの組織は、単に性差別的であるというだけでなく、能力主義的でさえない」と指摘をしています。

私は、市役所はジェンダー平等の手本となる組織であるべきだと考えます。現在、女性管理職がたった1人です。女性管理職をもっと増やすべきと考えますが、新年度の人事配置を目前にして、市長の御所見を伺います。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 12番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、計画へ市民の意見を反映させるために、について申し上げます。

第2期上山市都市マスタープランにおいて、駅東側は市民の生活利便性を向上させ良好な居住環境を形成する都市生活拠点として、駅西側は、観光、商業、居住空間が調和した複合的な都市中心拠点として、位置づけをしております。

駅東側については、子育て世代の定住促進など、若者世代から選ばれる魅力あるエリアとなるよう官民が連携し、市民等からも意見をいただきながら、構想をまとめてまいります。

また、駅前広場整備事業や駅西側の周辺整備についても、関係機関等との協議を継続し、駅東側の整備と一体となって取り組んでまいります。

次に、民間事業者との連携の方策について申し上げます。

駅東側の整備については、民間事業者が行う宅地開発と行政が行うインフラ整備など役割分

担を明確にし、官民連携による整備を進めてまいります。

次に、扶養義務調査の見直しについて申し上げます。

扶養義務調査については、国が定める実施要領等に基づき、申請者と扶養義務者の交流状況等を聴取した上で、自立を支援するため実施しております。

今後も国の方針等に準じながら、弾力的に扶養義務調査を実施してまいります。

次に、生活自立支援センターとの連携について申し上げます。

市と生活自立支援センターにおいては、相談者の生活困窮実態に応じた役割分担により、相談や支援を行うとともに、支援状況等について情報共有を行いながら、切れ目のない支援を実施しております。

今後も市と生活自立支援センターが一体となり、それぞれの支援計画や制度活用等により、生活困窮者の自立に向けた支援を行ってまいります。

次に、会計年度任用職員の待遇改善について申し上げます。

会計年度任用職員については、業務内容に応じ必要な勤務時間を積算し、パートタイムにて任用しております。

報酬については、職務の内容や責任に応じた時給を設定し、新たに期末手当や通勤費用弁償を支給しており、待遇は改善しているものと考えております。

次に、職員のやる気を高める人事評価制度について申し上げます。

人事評価制度の目的は、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするとともに、人材を育成することと考えております。

今後は、人事評価結果を昇給、勤勉手当、昇任・昇格等に活用し、職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能率の向上につなげてまいります。

また、活用に向け、評価者研修の実施や苦情処理体制の整備により、公平性等の確保に努めてまいります。

次に、ジェンダー平等について申し上げます。

職員の登用については能力に応じて男女分け隔てなく実施しており、責任ある立場である係長以上の女性割合は増加をしております。

今後も、女性職員が十分に能力を発揮し活躍できるよう、研修への積極的な派遣による人材育成や、育児をしながらでもキャリア形成できる職場環境づくりに努めてまいります。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 順次、お伺いいたしますが、最初に、駅を中心にしたまちづくりが今進んでいるように考えています。

天童市にも新たな駅が免許センターの近くにできるというようなこと、それから、奥羽線では蔵王駅と山形駅の間地点辺りに新しい駅が予定されているという報道がございました。

私は、これは脱炭素化の動き、そして、脱自動車化の動きと合致しているものだなと思いますが、今、公共交通機関の利用が少ないのですけれども、ここをより一層進めていこうということとつながっていると思っております。

それで、せんだって情報があったのですけれども、東急バス、これは東京の多摩地区、多摩ニュータウン辺りから渋谷、東京にバスを走らせているのですが、このバスを車内で勤務できるようなバスに、高級バスに仕立てまして、例えば時間でいいますと、たまプラーザを9時5分に出ると渋谷には1時間10分後ぐらいに着

くのです。10時15分。東京駅は10時45分なのですが、この時間を勤務時間にカウントするということです。帰りも同様です。

いわゆる1時間以上70分や80分のバスの中での移動中、パソコンを使って、今在宅勤務をやっていると同じような形でそれを勤務時間に組み込んでいく。

そうすると、その往復の勤務時間はオフィスにいる時間がカットされるわけですから、遠距離にいても通勤も可能になると。こういうことが2月16日から試行されておりまして、約2か月間実験が行われております。

この動きとさっきの駅を中心にした開発ということですが、翻って上山に当てはめてみますと、仙台が1つのターゲットですが、70分、80分で行きますけれども、この時間、帰りもそうですが、もし近未来型の職務の在り方として勤務時間にカウントされれば、駅の活用というのは全く変わってくるなというふうに私自身は思っているのです。

こういうことも将来的な感覚の中では頭に入れておく必要があるというふうに思っておりまして、今回の駅の東側、西側の整備についてはこういった先のこと、アフターコロナのことも考えながらやるべきだなと思っておりまして、それで、素案によりますと駅西あるいは駅東にそれぞれ検討会を設けて、その委員2名を従来からの利活用検討委員会に入れて、全体的なものを活用していくとこのようになってございます。

私は大変これはいいことだと思っておりまして、東側の開発について、まず、この東側、人によってはいろいろな積算があるのでしょうか、どの程度のポテンシャルを持っているのかということについて市側の認識を伺いたい

のですが、遊休地、そして低利活用地というのは、こういったところ、どの程度の面積を考えておられて、そして、そこに整備する計画戸数というのは、住宅地という考え方ですけれども、どのように考えて見積もっておられるのか、現状をお知らせいただきたいと最初に思います。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 駅東については、菓子メーカーが撤退したということもありますし、メーカーの方々も上山市のために寄与するような土地利用を考えたいということでございます。

ですから、現時点においては、市が買い取るということとはございませんが、民間だと思いますが、まずそれよりも、何戸張りつけるとかそういう問題ではなくて、やはり駅東のキャパシティをどういう形で活用していくかということで、現時点においては白紙ですよ、現時点。

しかし、令和3年度から始めますけれども、その中でやはり駅東の道路があるわけですが、例えばあれを川沿いまで延長するとかそういったように、いわゆる撤退した跡地だけということではなくてもう全体的に考えていくというのが、これからやっていこうという1つの考え方でございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 道路は大事なインフラですから、今ある駅東からちょうど丁字路になって田んぼになっていますが、その先を仮にぶち抜いて川のほうまで延ばしていったとすれば、人の流れ、車の流れが全然違ったものになるでしょうし、踏切のところまで抜いてくればやはりまた今ある場所だけでなく横に逃げることもできますから、これは非常に利便性が高まると。

私が申し上げたのは、最初、一例出した駅の在り方が、だんだん、郊外に行ったのですけれども、また今度、中に戻ってくるという、そういうふうになってくるのではないかと、流れとして。そうした場合に、駅の役割というのはもともと重要になってくると。

その中で、東口の一帯がすごいポテンシャルを持った土地になるのではないかと期待を込めて申し上げているのですけれども、広さとしては9ヘクタールぐらいあるのでしょうかね。ちょっと正確な積算はないのではありませんけれども、そうすると弁天の県有地が4.2ヘクタール、県道の東側だけありますが、その倍以上の広さになるのかなと思いますけれども。

そこで、全部白紙でこれから積み上げていくということですが、市民の意見をどこで聞くかということですが、それもさっき言った組織を立ち上げながら聞いていくということになるのだと思いますね。

それで、一体的に民間主導でやるということですから、事業者をどういうふうに取り込んでいくのか、その手法についてまだ市長からは明確なことは伺っておりませんが、民間と連携をするという、どの民間とどういうふうに連携をするというのが、ちょっとまだ私には見えないのですが、何かお考えがあれば。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 どの民間と連携するかということはこれからの事業展開の中ですが、ただ、大手ディベロッパーとかそういうことは多分ないと思いますが、いわゆる広大な計画でございますので、まず、いろいろな形で素案をつくって、それに市民の皆さんとかあるいはいろいろな方々から御意見を頂戴すると。やはりたたき台でもないと議論が進まないと思いますの

で、まずはその出発点なのかなというふうに考えております。

あと、やはりそこには民間の土地がたくさんあるわけでございますので、その方々の御理解も必要であると同時に、じゃ、こういった構成の張りつけ、例えば住宅地とかいろいろ、あるいは商店そういうものをつくるとか、いろいろ考えられるわけでございますので。

それは何かというと、要するに、今、民間で宅地造成なんかをやっておりますけれども、駅東側については非常にニーズが高いというような情報もいただいております、現にそういう宅地造成、住宅販売やっている方もおりますし、そういった方々の情報というのもあったわけでございますので、そういう形で駅東にはそういうことをやっていくと。

あと、駅西については、先ほど申し上げたとおりでございます、中心市街地の再生というものを併せてやっていくということだと思います。

ですから、基本的に、どの業者か、そういうことはまだまだ考え方の中にはないわけございまして、まずは、構想、たたき台、それをつくっていくというのが第一義的なものかなと考えております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 たたき台をどうやってつくるかというのもまた大変だと思うのですが、駅東が開発されることによって、やはり今までの表玄関の駅西のほうについても、今回そば屋がオープンするというような話も出ておりますけれども、少しずつ相乗効果で上がっていくことが期待されるわけです。

それで、そうなると、駅が問題になりますよね。やはり駅が東と西を分断する建物になって

います。そこをつなぐものは何かということにも、私は今考えを及ぼしているのですが、1つの例が山形駅です。

かつて東口が栄えておって、今度は西のほうにいろいろな施設も張りついてきて、あの東西の自由通路が極めて、あれがなければ機能しないような駅になっています。

私も希望するならば、上山も東側、そして西も良くなってきたと。そうしたら、そこはもう橋上駅しかなくなるよというぐらいの発展性を期待しているわけでありましたが、今回、上山城周辺の開発も上山にとって大事ですけども、駅を中心にした東と西の開発というのも極めて重要になってくると思いますけれども、橋上駅までは、まだそこまでは展望はされておられませんかね。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 橋上駅を造るとすればどのぐらいの事業量になるかはまだ頭の中にはありませんが、ただ、高山市、高山市も同じように駅と、東か西かどちらか分かりませんが、横断通路、これは市道です。

だから、いろいろなことが考えられるわけですし、だから、そこは立体にするのか、ただ、現状、じゃ、駅を移転するとか橋上駅を造るとなれば莫大な金もかかりますし、と同時に、例えば橋上駅にした場合に、どの辺から橋上駅までの距離が必要なのかとかそういったこと、そうすると、今度は住宅の問題とか、いわゆる線路付近の住宅地の影響とか、そういう様々なことが懸念されることもあるので、そこはやはりどの程度に収めるかということだと思います。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 駅の西口の議論のときに、明新館の高校生の危険性、車から身を守

るそのことも話し合われました。あと、混雑のことについても話し合われましたけれども、東口が一定程度整備されることによって、明新館の高校生も向こうに行くだろうし、いろいろな面で西と東の役割分担が進むと、西口でいろいろ問題になっていた部分も少くない部分が解決をされるのではないかというふうに思っておりますので、ここはぜひ、検討会が2つできて従来からの利活用検討委員会もあるわけですから、ここで市民の意見を十分に把握をさせていただいて、それを聞いた上で、どういう事業者とタッグを組んでやっていくのか、ここはぜひ市長の手腕にかかっていると思いますから、具体的なことがなかなか私も言えなくてあれですが、令和3年度の事業について再度、具体的なものがあれば伺いたいと思います。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 まずは、令和3年度については、先ほど申し上げましたように、いわゆる設計とかあるいは構想とかそういうものを、みっちり時間をかけてやっていきたいというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 分かりました。まずは、市長のそのリーダーシップに期待をさせていただきます。

それから、次に生活保護の関係に入りますが、2月26日に厚生労働省から上山市にも通知があったと思います。これは弾力的な運用についての通知であります。これについて、ただ微調整だというふうに、あまり積極的に評価をしない団体もあるようです。

本市については、これをどういうふうに生かそうとしているのか、その国の通知の内容を含めて、ちょっとお示しをいただきたいと思います。

す。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 厚生労働省からの保護の実施要領等の一部改正の通知が2月末にありまして、3月1日から、扶養援助が期待できない方については、直接的な扶養義務調査はしない方という取扱いをするようにという通知がありました。

本市においても、期待できない方についてはこれまでもしていないわけで、現在、金銭的援助だけではなくて、生活保護の中には精神的支援というのもございますので、その可能性がある方については、今後も申請者に説明をして理解を促して扶養義務調査を実施してまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 それでは、昨日の山形新聞の朝刊を見ますと、米沢市議会で取り上げられていたのですね。そこにどう書いてあるかということ、扶養照会については、保護受給者本人などへの聞き取りによって扶養の可能性が期待されると判断した場合のみ、保護開始後に説明を行って理解を求めてから実施しているということで、上山市のやり方と基本的には同じような気がするのですけれども、この文面上だけを見ると、そういうことでよろしいのですかね。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 米沢の保護の扶養義務調査と基本的には同じでありまして、生活保護の申請時については当然扶養義務の調査を要件にしていなくて、申請を受けた後、扶養義務の方に調査をしますということを説明申し上げて金銭的な援助は無理な方でも精神的支援、例えば入院時の保証人とか老人ホームに入所すると

きの身元引受人とかの援助は期待できる方について、これまでどおり扶養義務の調査をしていくという考えでございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 大変適正な運用だと思って今伺っておりましたが、私として考えるのは、まず生活保護を申請した本人の同意が必要であること、そして、扶養義務が期待できること、この2つをクリアした場合のみ扶養照会をしていただきたいという趣旨でありまして、今後もその取扱いをぜひお願いします。

最近、ここはあまり都会でないのではないのでしょうかけれども、首都圏においては、風俗に従事した女性が、今、生活保護の申請に随分押しかけているというふうな報道もございます。

ぜひ最後のセーフティネットになるようにお願いしますが、これは一応確認であります、昭和56年の123号通知といわれる「生活保護の適正実施の推進について」といわれる非常に悪名高い通知文書があります。

その中では、同意書を全員から徴収しろと。同意書というのは、結局、役所がやる調査については全て同意しますという白紙委任状だったのでね。

それで、扶養義務調査はおろか資産調査等全てにおいて役所に事前に、保護申請と同時に出す。そして、今まで保護を受けていた人についても、改めて同意書を全員徴収するということがあって、大変世間から非難を受けて、これを水際作戦と称されたわけですが、うちはないと思いますが、水際作戦の後に硫黄島作戦というのもあって、これは何かというと、簡単に拒否はしないで、1回上陸させるのですよ、島に。

保護申請を適用して、その後、だんだんだん

だんだん辞退するようにとか仕向けていくという硫黄島作戦というようなことがあったりしているのですけれども、本市においては、あくまで保護申請者の立場に立った処遇をしているということで、水際作戦はないという理解でよろしいですね。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 水際作戦は行っておりませんし、保護の申請をしやすい環境を整えて実施しております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 大変安心をいたしました。

次に、生活自立支援センターとの連携であります、回答の中には、情報共有を行いながら切れ目のない支援をするということであってあるのですけれども、この情報共有というのはどういうやり方でやっておられるのか伺います。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 まず、情報共有のやり方ですけれども、毎月、市と生活自立支援センターで支援状況の情報交換会を開いております。

あと、加えて日常的に緊密な連携をしながら、例えば、今、生活自立支援センターで利用されている方が、貸付け等の利用だけでは困窮状態が改善しないという場合は、生活保護の申請に案内していただく。あと、生活保護の申請をされた方で、生活保護までは利用する状態でないという方について、生活自立支援センターに確実につないでおくという状況です。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 せんだって、センターにお邪魔をしていろいろ話を聞いてきましたけれども、なかなか優秀な職員が2人配置をされておまして、今後も十分そこは連携を取っ

ていただくことによって、市民のための援助が可能になるのだと思いますので、そこはよろしく願いをいたします。

次に、会計年度任用職員であります、これについて、市長は待遇は改善しているというふうに先ほど回答があったのですけれども、改善というのは、例えば何割改善とかそういった数字でいうとどうなのでしょう。数字でいうことは可能ですか、庶務課長。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 数字でというのはなかなか難しいと思います。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 ただ、人によっては違うのでしょうけれども、改善していると言っているのでは、じゃ、どのぐらい改善しているかというときに、何でもそうですが、数字がないと判断できないのですけれども、そこはいかがですか。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 具体的に何割とかそういうことというよりは、今まで支給になっていなかった期末手当であったり通勤費の費用弁償といった部分については、新たなものとして支給しているということからしても、まず待遇のほうについては改善されているというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 先ほど、業務内容に応じた必要な時間を算出してパートタイムの扱いにしているということですが、フルタイムにすると退職金も出さなきゃいけないし、フルタイムに本当はしてあげたいのだけれども、15分あるいは30分勤務時間を短縮することによってパートタイムにしているという事例が全国

でかなり多く見られます。本市についてはいかがですか。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 勤務時間につきましては、基本的に、これまでのいろいろな非常勤の特別職の方であったり、それから日々雇用の方というふうなことで、その中でも、例えば事務補助の部分について意図的に時間を短くしているというふうな考え方ではなく、必要な時間を割り振って勤めていただいているというふうなことでございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 そう言うしか、実際、返答のしようもないのだと思いますけれども、やはり正職員との権衡という先ほど話をしましたが、ぜひ、同一労働同一賃金と安倍前総理が言ったのですけれども、少しでも、倍以上の開きがある職員と一緒に仕事をするわけですから、チームで。やはり気持ちよく快適に働いてもらうためには、その待遇というものを常に見直すという姿勢が必要かと思います。

そして、せんだって、政府の予算の省庁からの説明会があって、私も総務省のほうから説明を聞いたのですけれども、令和3年度予算においては、会計年度任用職員の待遇改善について必要な措置を講じているからしっかり取り組んでくれというふうな言葉もありましたので、あえて申し上げさせていただけますが、それ以上の回答はここではございません。ちゃんと予算の中に入ってはおります。

ただ、それは、当然それを要求していなければ来ないわけでありますから、必要な額は国としては押さえてありますという内容の説明でございました。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 会計年度任用職員の待遇改善、これは大事だと思いますが、ただ1つ言えることは、正職員はきちっとした試験を受けて職員になっているのですよね。会計年度任用職員は試験も受けていないわけですよ。ですから、そこだってやはり見極めないと、それだったら会計年度任用職員でどんどん入ったほうが楽なわけですから、そこは資質の問題とか。

ただ、私が言っているのは、今までのパートタイマーとは違ってやはり責任があることになっているわけです。ボーナスも出るということは。ですから、そこの研修、そして心構え、今までの心構えとは違ったものを持っていたかなくと、ただ待遇が悪い待遇が悪いとかではなくて、やはりそこはお互いが理解をし合った中で、正職員との違いとかそういうものをお互いが理解して、一緒に仕事をやっていくということが必要だと思います。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 ただ、あまりにも正規との違いがあり過ぎるということで今回出てきているわけですから、そこはぜひ御理解をいただきたいし、給料表に位置づけることができますよね、フルタイムの会計年度任用職員は。だけど、今回はうちはパートタイムですから。

時間がなくなってくるので、改めて何かの機会にお伺いすることにして、ぜひそのバランスだけはお願いをしたいと思います。

次に、職員のやる気を高める人事評価制度でございませうけれども、これについては、今、評価者、誰が評価して、そのコミュニケーションが大事なのかなと。最初、評価者が係長レベルというときもあったようですが、今現在は管理職一本に評価者はされているという話を聞いた

のですが、そのようになっていますか。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 現在の評価者につきましては、1次評価者については課長職というふうな形になっております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 国家公務員の人事評価制度の実態調査などを見ますと、Sが最高で、そのあとA、B、C、Dと並んでおりますが、Sは少ないですよ、一番上は。一番下もほとんどいない。もう真ん中にごそっと固まっているのですよ。

ですから、やはり国でもそのようなことになっていて、絶対評価ですから、これは相対評価はこれからも入れないという理解でよろしいのですね。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 国で示されている制度設計の中で、絶対評価というものが基本というふうになっておりますので、その形で進めております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今、日本の企業、アメリカが多いのですけれども、日本の企業の中でも、評価のやり方を変えている企業があつて、上司と部下の対話、コミュニケーションを図ることを重視しているということであります。ですから、常にコミュニケーションを重視という姿勢でひとつお願いをしたいと思います。

最後に、ジェンダーのことについて申し上げて終わりたいと思いますが、これは、私どもの議会でも女性議員は2人しかおらなくて大きなことを言えるあれではないのですけれども、ただこればかりは出てくれる人がいないと改善しないわけで、衆議院議員は9.9%、参議院

議員は22.9%だそうです。目標は30%に置いているということですが、これを高めるといっても、今回、随分話題となりました。

国連の女性機関の中では、コロナ禍、これを災い転じてではないのですけれども、コロナ禍を男女平等の機会にしてほしいと言っているわけですね。

それで、一般的な労働者の女性の比率ですが、非正規率は40%、男性の非正規率は20%と言われていて、当然、一旦離職すると非常に再就職が難しいわけですが、会計年度任用職員の女性の比率は何%になるでしょう。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 正確な数字はちょっと今、手元に資料がございませんが、今の本市の会計年度任用職員については80%以上が女性だというふうに認識しております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 やはり賃金も少ないわけですし、それで家計を支えるというのは、なかなか今の現状では難しいということで、どうしても男女平等ではないのですけれども、女性の比率が高まるというのは当然かと思えます。

この男女平等が、ジェンダー平等が一般化してくると、出生率向上にもつながると思うのですよね。いろいろな子育て策とか何かありますけれども、やはり男性も育児や家事を担うというようなことになってくると、出生率も上がると思いますから、ぜひ上山市も、他の事業所に、先頭に立ってこの改善に努力をしてほしいなと思っております。ジェンダー平等というのは男女だけではなくて、これはLGBTQという分野も含めての平等というふうになっておりますから、御認識をお願いしたいと思います。

それで、去年の12月に閣議決定された第5

次男女共同参画基本計画案から削除された選択的夫婦別姓制度です。

公明党は党として賛成しているのですが、いろいろ配慮すべき勢力があって、閣議決定からはそこが削除された。そして、結婚して夫の姓を名乗るのは96%だと。これは明治時代の家父長制度の名残のようだけれども、先進国では日本のみ。

家族の形態も変化をしていくと。そういった家族形態の変化、これは最近、横文字でダイバーシティとか言っていますけれども、こういったものを含めてやっていかないと、日本はおろか上山もだんだんだんだん遅れた自治体になっていくので、ぜひこういったのにもアンテナを高くして取り組んでいただきたいと思います。総括的にジェンダー平等について市長からもう一度示していただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 森さんの発言で大分クローズアップされたという覚えがあると思いますが、私は一貫して、人材等については男女隔たりなく採用しております。多分、私が市長になってからは半々ぐらいになっているかもしれません。

ただ、1つ申し上げたいことは、一時3人の課長がおりましたけれども、しかし、やはり女性であれば誰でもいいということじゃないわけですよね。それなりの能力を持った方々になってもらわないと困るわけですから、その人材育成等についてはいろいろな形で、省庁に派遣したりそういう形も取ったりしております。係長も大分女性が増えてまいりました。

ですから、課長は残念ながら今は1人でございますが、ただ言えることは、お願いしても断られるという部分もあるのです。それは分かりませんでしょうけれども。ですから、それを無

理やりというのもできないのですよね、はっきり言って。

ですから、やはりそこは、役所に入った以上はトップを目指す、課長を目指すというような向上心、それを持っていただきたいというふうに考えているところでございますし、できるだけ男女共同参画社会の中では女性の方も当然課長になってほしいと思いますが、なかなかいろいろな面において課長をやっていただくということが非常にまだまだ難しいのかなというふうには、実際に当たってみて感じております。しかし、やはりこれからできるだけ多くの方が、まさに男女とか関係なしに、能力的にそれに即したものを持っている方にはそれなりの役職に就いていただきたいというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 分かりました。最後に1つだけ。

今の最後の断られるというところがちょっと私も引っかかりますので、ぜひ女性のエンパワーメントをやっていただいて、人材育成をお願いいたします。終わります。

○大沢芳朋議長 この際、10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 開議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番守岡等議員。

〔4番 守岡 等議員 登壇〕

○4番 守岡 等議員 議席番号4番、守岡等です。

私は、まず、新型コロナウイルスワクチンの

接種について、市民の不安を解消するための相談窓口の設置についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症の流行は1年以上も続き、健康面からも経済・教育の面からも一日も早い収束が望まれます。こうした中で、国内で初めて使用される新型コロナウイルスワクチンが承認され、人々の期待を膨らませています。

国内の医療関係者への先行接種が始まっているファイザー社製のワクチンは、発症を防ぐ有効性が95%と非常に高いとされており、接種が進むイスラエルでは、既に高齢者の感染や入院が減ったという報告もあります。

今後、体制が整備され、市内でも医療関係者を皮切りに接種が始まりますが、接種率の高まりとともに免疫を持つ人が増えることによって「集団免疫」を獲得し、ウイルスが広がりにくい状況をつくり出すことが期待されます。

しかし、ワクチン接種について市民の大きな不安が存在することも事実です。子宮頸がんワクチンに代表されるように、ワクチンの副反応に対する不安は根深いものがあります。これに加え、今回の新型コロナウイルスワクチンが、これまでの製造方法とは全く質を異にした、人類が初めて体験する遺伝子組換えワクチンであることから、その安全性に疑問を持つ人もいます。

ワクチンについては、これまで生ワクチンや不活化ワクチンといった、ウイルスを無毒化あるいは弱毒化したものを利用したものが一般的でした。ワクチン精製に手間がかかり、これまでの経験では、おたふく風邪ワクチンが最短で4年、その他のワクチンは10年近く開発に時間を要するのが一般的でした。その一方で、副反応などに対し一定のデータの蓄積があり、新

しいウイルスに対しても副反応の予想が立てられるという利点があります。

しかし、今、新型コロナワクチンとして国内で使用されつつあるものは、大きく分けて2つの種類があります。

1つは、イギリスのアストラゼネカ社のアデノウイルスベクターワクチンで、チンパンジーの一般的な風邪のウイルス（アデノウイルス）に新型コロナウイルスのたんぱく質の遺伝子を組み込むことによってワクチンをつくり、ヒトの細胞に入り込んで免疫抗体をつくるというものです。

ワクチンのもう一つの種類は、アメリカのファイザー社やモデルナ社などの核酸ワクチンというRNAやDNAを利用したものです。これはウイルスの遺伝情報を伝達する物質、メッセンジャーRNAを人工的につくって、注射でヒトに投与し、免疫抗体をつくるというものです。

これらは、遺伝子情報を基に病原体のたんぱく質をヒト自身につくらせるという画期的な技術で、短期間に大量のワクチンの製造を可能にするものです。また、ウイルスの変異に対しても迅速な対応が可能だということです。

このような新技術によってワクチン開発が驚異的なスピードで行われているわけですが、看過できない重要な問題点も指摘されています。

第1に、十分な治験が行われないうまま、文字どおり世界的な人体実験となっている問題です。各製薬会社で一定数の治験によりワクチンの効果や副反応の状況が示されていますが、本来、10万人、100万人単位のデータを積み重ね、時間をかけて検討して客観的な安全性を導き出すという、本来のワクチン開発のプロセスが省略されています。

また、治験の結果を海外のデータに頼ってい

ることも問題です。かつて、抗リウマチ薬のアラバという薬は、海外の第3相試験で良い結果が出たからと日本での試験を省略した結果、間質性肺炎により大量の死者が出たという苦い教訓もあります。やはり日本国内の治験をしっかりとやり、日本人の特性に合ったワクチンを開発する必要があります。

第2に、治験の数が少ないために、ワクチン接種対象の基準が曖昧になっていることです。高齢者への治験が不十分なため、フランス、ドイツ、スウェーデンなどでは高齢者への接種を控えるよう勧告が出されています。日本では高齢者は接種対象の上位に位置づけられていますが、ヨーロッパ諸国との乖離に不安を持つ高齢者もいます。

また、妊婦やアレルギーを持つ人についても、製薬会社の基準、WHOの基準、日本政府の基準に乖離が見られ、この点でも不安が出されています。

第3に、副反応の問題です。副反応で問題になるのは、まずアナフィラキシーの問題です。新型コロナウイルスワクチンの副反応の1つとして、既に接種が始まっている海外では、数は少ないもののアナフィラキシーと呼ばれる急激なアレルギー反応が起こることが報告されています。

アメリカ疾病予防管理センター（CDC）は、2020年の12月14日から23日の間にアナフィラキシー反応が21例報告されたと発表しました。21例中19例（90%）が女性で、21例中15例は接種後15分以内に発生、21例中17例はアレルギーの既往があり、アドレナリン注射などによって20例は回復し、帰宅したとの報告がありました。

この時期のアナフィラキシー反応の発生頻度

は、100万接種当たり11.1件であり、インフルエンザワクチン2.5件よりも高いことが示されています。

また、中長期的な副反応への対応も重要です。アメリカの唯一の公式な有害事象報告は、さきにも述べたアメリカ疾病予防管理センター（CDC）から出されていますが、2021年2月4日までの新型コロナワクチンの有害事象報告として1万2,044件出されています。そのうち、死亡が653件（5.14%）、最近は1,000件を超えたという報道もありました。永久的な障がい208件（1.64%）、生命への脅威468件（3.69%）、緊急病院に搬送2,772件（21.83%）となっています。

2月4日の時点では、アメリカ国内で4,477万人がワクチン接種を行っており、死亡数653件をどう見るかは難しい問題ですが、1万2,000件を超える有害事象報告があったことは重要です。ハーバード大学は、この数は実際の有害事象の1%にすぎないという見解を示しています。いずれにしろ、中長期的には顔面麻痺など神経系の症状が特に若い層に多く見られ、注意を要します。

さらに、中長期的な視点から、今回の遺伝子ワクチンで最も問題であるのは、遺伝子をヒトの体に注入することにより、正常な遺伝子が組み換えられるおそれがないのかということです。ヒトの体内で組み換えられた遺伝子が、コロナに関する遺伝子のみでなく、遺伝子のほかの部位にいかなる影響を与えるのかは全く未知数で、今後の推移を見守るしかないわけです。

副反応の問題では、抗体依存性感染増強（ADE）の問題も見逃すことはできません。新型コロナウイルスの正式名称は、SARSコロナ

ウイルス2というものであり、2002年に発見されたSARSウイルスの仲間だと分類されています。

しかし、SARSのワクチンは動物実験に17年間も失敗し続けており、いまだに有効なワクチンは開発されていません。それはなぜかというと、さっき言った抗体依存性感染増強（ADE）という、ワクチン接種によってむしろ重症化する事例が発生し、この問題を克服できない状況にあり、変異しやすい新型コロナウイルスのワクチンについても、同様の副反応が起きてもおかしくないと言われています。

このように多くの問題点が指摘されている新型コロナウイルスワクチンですが、国の方針はワクチンの接種によって得られる利益（有効性）と副反応などのリスク（安全性）をてんびんにかけて、リスクよりもベネフィットが勝るということでワクチン接種を進めるというものです。

ただし、強制接種ではなく、接種するかどうかは一人ひとりの判断に委ねられています。

ワクチン接種が始まろうとする今、この問題に関心を持てば持つほど不安を増しているのが実情です。ワクチンによって集団免疫をつくり、経済や教育など日常生活を取り戻したいという切実な願いもあります。

こうした中で、市民に正確な情報を伝え、市民の不安を取り除くために、市に新型コロナウイルスワクチン接種に係る相談窓口を設置することを提案します。市長の御所見をお示ください。

次に、大きな2番目として、独り暮らし高齢者の安心のためにです。

本市の高齢化率は38.0%（令和元年）と、超高齢化社会となっています。その中でも独り

暮らしの方が年々増えており、令和2年度は65歳以上のうち1,458人（男性534人、女性924人）が独り暮らしとなっており、人口流出が続く中、独り暮らしの高齢者は今後増え続けることが予想されます。

しかし、一概に独り暮らしが不幸だというわけではなく、生活満足度は独居高齢者のほうが同居高齢者より高いという調査データもあります。また、高齢者の自殺率が独居高齢者よりも同居高齢者のほうが高いというデータもあり、ストレスの面でも独居の優位性が示されています。

これまでは、独り暮らしは孤独死につながるというマイナスのイメージが強かったのですが、最近では、様々な社会的資源を活用しながら、独り暮らしでも安心して充実した人生を送ることができ、生活スタイルの1つとして確立されつつあるのが実情ではないでしょうか。

そして、独り暮らしの高齢者が今後地域の中で暮らしやすい生活環境を整えることが、高齢者施策の重要な柱になると考え、以下の2点について問題提起するものです。

1番目が、高齢者共同住宅の立ち上げに向けた支援です。

今、本市では、独り暮らしの高齢者が空き家を活用した共同住宅を運営するNPO法人が活躍しています。比較的元気な高齢者が低額料金でルームシェアを行うとともに、様々な生きがいつくり活動に取り組んでいます。入居希望者も後を絶たず、同じような高齢者共同住宅の増設を求める声も強くなっています。

そこで、独り暮らしの高齢者が安心して暮らせるために、高齢者共同住宅の立ち上げに向けた支援を行うことを提案します。

具体的には、市内の空き家を借り上げて、バ

リアフリーなど必要最小限の改造を行うことに
対する支援です。その後の運営は、既存のNPO法人の支援の下で、入居者自身が行うことを基本にします。こうした共同住宅を立ち上げることは、独り暮らし高齢者の安心をつくり出す上で、最大の保障となるのではないのでしょうか。市長の御所見をお示しください。

2つ目に、独り暮らしを支える介護サービスの充実についてです。

1番目に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の充実についてです。

独り暮らしを行う上で一番不安なことは、病気や体が不自由になったときの対応の問題ではないのでしょうか。これまでは人生の最期を病院や施設で迎えるのが当たり前という発想の下、在宅で独りでいることに不安を感じているのだと思われます。

しかし、病院死と在宅死の割合が逆転したのは1976年のことであり、在宅で最期を迎えるのが普通であったという時代はそう昔のことではありません。

最近では、住み慣れた我が家で最期を迎えたいという人も増えており、どうすれば在宅で安心して最期を迎えられるかということがポイントになります。

介護保険制度には、地域密着型サービスがあります。これは住み慣れた地域や自宅での生活を支えるもので、地域包括ケアシステムの中心を担うものです。住民のニーズにも合致し、利用者も年々増えているようです。

この地域密着型サービスの1つに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスがあります。このサービスは、1回10分から15分の訪問介護を1日4回から5回、毎日使う

ことも可能です。

人の生活の基本は、食べる、出す、清潔を保つ。つまり、食事介助、排せつ介助、入浴介助の3つのケアで生活を支え、24時間対応の訪問医、訪問看護師と連携を取れば、たとえ独り暮らしであっても最期まで自宅で過ごすことができるというものです。

また、地域での独り暮らしを支えるサービスとして、看護小規模多機能型居宅介護というサービスもあります。これは24時間、365日の訪問看護と訪問介護、デイサービス、ショートステイを同一事業所で提供するサービスです。利用者の状況に応じて、事業所への「通い」を中心に、自宅への「訪問」、施設への「泊まり」を柔軟に提供するものです。

しかし、こうした在宅での高齢者を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護サービスを行う事業者は本市にはありません。山形市内の事業所を利用している状況にあり、利用者もサービス提供者も不便な思いをしているのが実情です。

全国的にもこのサービスを実施している自治体は少なく、2017年1月の介護保険事業状況報告では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など24時間対応のサービスがあると答えたのが、596自治体（37.7%）、なしと答えたのが983自治体（62.3%）でした。要介護ニーズを持つ人の0.36%の利用率となっており、大変低くなっています。

なぜこのサービスが進まないのかという点では、1番目に、このサービスが地域住民や事業者に十分理解されていない、2つ目として、事業者にとって住民ニーズが少なく採算が合わない、人員配置や確保が難しい、3つ目として、介護報酬上の加算や減算が多くて、給付管理が

複雑でケアマネジャーに敬遠される、4つ目として、利用者から見て夜間訪問に遠慮があるといったことが挙げられます。

一方で、このサービスを実施している自治体では、総合病院に附属したり、サービス付き高齢者向け住宅の整備と併せて実施するところが多くなっています。利用者やその家族からは大変喜ばれているだけでなく、事業者にとっても、「24時間契約を結んでいると、必要に応じて柔軟に訪問できる。定期的に訪れることで利用者の変化に気づける。何よりも利用者の在宅での安心できる介護に寄り添える」といったメリットを指摘する声もあります。

もともとこのサービスは、2025年の地域包括ケアシステム実現の中心を担うもので、地域密着型サービスは市が責任を持って事業計画を立て、配備・指定を行うものです。

利用者から言えば、夜間サービスがないから利用しない、事業者から言えば、ニーズがなく採算が取れないから実施しないといった、鶏が先か卵が先かの議論を行ってはいは、一向に前に進みません。

こうした中、中長期的にこの分野のサービスを前進させ、たとえ独り暮らしでも地域で安心して生活できるまちをつくるために、以下のようなことが求められます。

1番目に、事業者向けの研修会を実施して、24時間サービスの意義を知ってもらいます。

2つ目に、研修の中で、初期投資に使える補助金を示すとともに、利用予測に向けたデータを提供して、理解を培います。

3つ目に、24時間サービス提供体制を整える事業者への支援を進めます。

4つ目に、利用者への宣伝を強め、体験事業などを通してサービスへの理解を培います。

こうして、かつて他人に家に入り込んでほしくないホームヘルプサービスがまだ一般的でなかった時代に、ホームヘルパーの数を増やせばニーズが高まるという世論が沸き起こり、その後、介護保険制度も整備され、今では日常的なサービスとなり、むしろヘルパー不足とも言われる時代となりました。

在宅での24時間対応は、今後ますます必要になるサービスです。中長期的な視点を持って、地域包括ケアシステム、地域密着型サービスの核として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護サービスを整備し、独り暮らしを支える介護サービスの充実を図ることを提案します。市長の御所見を伺い質問とします。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 4番守岡等議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市民の不安を解消するための相談窓口の設置について申し上げます。

本市においては、3月中旬にコールセンターを設置するとともに、ホームページ等において新型コロナウイルスワクチン接種について情報提供を行いながら、市民の不安解消に努めてまいります。

次に、高齢者共同住宅の立ち上げに向けた支援について申し上げます。

独り暮らしの高齢者が安心して暮らすための支援については、県において令和3年度から新たな補助事業が創設される予定であり、要件を満たす活動に対しては当該補助事業を活用し支援してまいります。

次に、独り暮らしを支える介護サービスの充実について申し上げます。

現在、本市における定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の両サービスについては、需要量の推計に基づき、第8期介護保険事業計画案に位置づけ、近隣市の事業者が提供するサービスを利用することを想定しております。

今後も、市民への制度及び事業内容の周知を行うとともに、需要量の動向を把握しながら、必要に応じて第9期介護保険事業計画への反映を検討してまいります。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 最初に、新型コロナの問題ですが、私もこの間、ワクチンの安全性についていろいろ勉強しようということで、特にインターネットなどで検索して勉強したのですが、あまりワクチンと危険性ということで検索してもヒットしないのですね。

あまり危険性はないのかなと思っていたら、どうもそうではなくて、大手の検索会社ではそれがブロックされているようで、試しにそういう内部情報をあまりいじらない検索エンジンで検索したら、もうずらずらずらと出ているのです。

ただ、それがかえって都市伝説やら陰謀説みたいなものも混じったもので、本当にどこまで信用したらいいのかという、本当にこの新型コロナワクチンについて市民の方は、何を一体信じたらいいのか、本当に安全なのか、安心できるのかというところで、様々な問題意識を持っている方がほとんどだと思います。

そこで、本市では、3月中旬にコールセンターを設置して、ホームページ等において情報提供を行いながら、市民の不安解消に努めるということで、本当にありがたいと思います。

このコールセンターについてですけれども、

既に県や国においてもコールセンターが設置されているようですけれども、その機能に違いがあるのかどうか。特に、市のコールセンターでこういう安全性の問題についても、かなり専門的な分野を扱うわけですから、そうした対応が可能なのかどうかというところについて、まずお示しください。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 まず、コールセンターの相談体制の役割分担でございます。

まず、国の相談体制の内容につきましては、新型コロナウイルス施策の在り方に関する問合せ等全般の対応になります。県につきましては、医学的知見が必要となる専門的な相談など、市町村では対応困難な問合せの対応になります。

市の相談窓口の内容につきましては、具体的な接種についての問合せへの対応、こういうことで役割分担が整理されております。

なお、そのほかに、ワクチンメーカーの相談窓口もございますので、具体的なワクチンに係る問合せ、安全性等につきましては、このワクチンメーカーの相談窓口への相談ということになります。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 第1問目で具体的な様々な安全性の問題を指摘したわけですが、私も実際、この間、国のコールセンターに電話してみました。

そこでの回答としましては、知見が少ないという問題については、今後、先行接種の調査あるいは高齢者アンケート、それと日本人独自の臨床治験を行う中で、同時並行的に安全対策を進めていくというふうな答えでした。

ヨーロッパで発生している高齢者の問題については、ファイザー社からは特に高齢者の危険

性は示されていないというふうな答えでした。

あと、一番問題な遺伝子組換えの問題については、このRNAは体内で分解されて長期間残ることはない。一部、HIVにおける逆転現象があるわけですが、それについてはもう少し様子を見てから判断するというので、今のところ、安全性全般について絶対的な断定はできないけれども、ワクチン接種を今後進める中で症例を集めながら判断していくというふうな対応でした。

ある意味、正直な回答で、恐らく統一的なマニュアルに基づいて回答しているのだなと思いましたけれども、そういう意味では、例えば市のコールセンターで誰か専門的な人が独自の判断をするというよりは、こうしたちゃんとした国の一定の基準に基づいて普遍的な回答をしてもらったほうが、こちらとしては逆に安心なのかなという点で、仮に市のコールセンターでそういう安全性について質問があったとしても、そうした国の対応マニュアルに基づいて全国共通の安全性に対する見解を示してくれれば、むしろそのほうが市民にとってはありがたいのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 市への相談内容としてそういった内容が出た場合は、議員おっしゃるとおり、まず国が示しておりますガイド、マニュアルに応じた対応をするほか、それ以上の内容を知りたいのであれば、国の、あるいはワクチンメーカーへの御相談に誘導するというような手法を取ってまいりたいと思います。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 そうですね。ただ、私、正直言うと、このベネフィットとリスクを

てんびんにかける、そして、ベネフィットのほうは今ちょっと重いから接種するというのは、本来、人間の命を扱う行政の責任としてはちょっとまずい点があるのではないかなという点もあります。

その意味で、それぞれの市町村にも果たすべき役割はあると思うのですが、その1つが、なるべくリスクを減らすためのいわゆる接種方法、今は集団接種ということが本市では言われていますけれども、例えば高齢者の方はかかりつけ医で受けるとか、あるいは施設に入所している人はその施設で接種を受けるとか、こういう個別接種のやり方も取り入れていいのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 高齢者のまず予防接種につきましては、現在、施設に入所されている方は、要件を満たしている場合はその施設での接種は可能でございます。

これまでの医師会との協議の中で、まずは集団接種から始めるということで、現在、合意をしておりますが、その後、今、個別接種の可能性について引き続き医師会と協議を進めておりますので、今後、個別接種につきましても、医師会との協議が調い次第、設定していく可能性がございます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 1点、安心しました。

さらにもう少し突き詰めると、今の現状から見て、ワクチン接種を焦る必要はないのではないかと私は考えているのです。

暖かくなるにつれまして、このウイルスの活性化が今減少しています。感染者も今は減っている状況ではないかと思えます。

死亡者を見ても、日本、特に山形県など、欧

米に比べると非常に低い死亡者数になっていまして、むしろ最近のニュースでは、先行接種した医療従事者が急死してしまったという不幸な報道もありましたけれども、そうしたらワクチン接種による死亡リスクのほうが高くなるのではないかというふうに心配していまして、あるいは、最近のワクチンの供給状況から見ても当初の予定よりもかなり遅れることが予想されますけれども、そう焦ってワクチンを接種するよりも、むしろこの夏から秋は様子を見て、その様子を見的过程中で、例えば生ワクチンとか不活化ワクチンの準備状況も多分整ってくるのではないかと思います、もう少し待つという手もあるのではないかと思います。

今回のワクチン接種は努力義務というこういう表現になっていますけれども、これは今までのほかのワクチンと同様に任意接種、あくまでも個人の判断で受けるワクチンというこういう考え方でよろしいのですよね。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 今回のワクチン接種につきましては、予防接種法上、臨時接種ということで、定期接種、任意接種とは別に臨時接種という位置づけでございますが、接種につきましては個人の判断によるものでございます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 今日の朝のニュースで見てきたのですが、今、新型コロナを完全に封じ込めた国ということで、台湾が非常に注目されているようです。

この台湾がコロナを封じ込めた、成功した原因はいろいろあるのですけれども、一番大きいのはやはりきちんと情報公開を行って、国民に正しい情報を与え続けたという、それによって流言飛語が入り込む余地がなかったということ

が挙げられていました。

政府関係者が、毎日質問がなくなるまで記者会見を行って、正しい情報を国民に発し続けたこと、これがやはり大きな要因だったということを書いていましたので、ぜひ本市もそれに倣って、市民に正しい情報をとにかく伝え続けて、最終的には市民の判断になるかと思いますけれども、そういう市民の選択を促す対策を取っていただきたいと思います。

最後になりますが、コールセンターを設置してくれるということで、ぜひ健康問題だけではなくて、いろいろな経済的な問題、雇用の問題、様々な生活上の問題を市民は抱えていますので、そうしたことにも対応してくれるコールセンターになってくれればいいなと思いますけれども、これは要望としてお聞きください。

次に、大きな2番目として、独り暮らし高齢者の安心のためにということで、高齢者共同住宅の立ち上げに向けた支援についてです。

県のほうで令和3年度から新たな補助事業が創設される予定であり、要件を満たす活動に対しては支援していくということでしたけれども、この県の補助事業の具体的な内容とこの必要要件についてお示しいただけますか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 詳細についてはまだ明確には示されておりませんが、大枠としまして、立ち上げた翌年度から訪問型サービスBあるいは通所型サービスBのサービスを引き続き提供するような事業について、その立ち上げ支援を行うということでございます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 あと、この高齢者の共同住宅という点で、県営住宅とか市営住宅の活用も重要になってくると思います。現在の基準

では、独り暮らしの方は市営住宅の対象にはなっていないわけですが、こうした市営住宅の基準を変えて、高齢者の共同住宅のニーズに応えていくというようなことは可能なのでしょうか。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 独り暮らしの方の市営住宅への入居についてできないということをおっしゃられましたが、令和2年の11月から独り暮らしの方につきましても入居が可能であります。

ただ、年齢的には60歳以上、それから障がいのある方等々条件はありますが、現在はそういう要件で入居をいただいているというところでございます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 そうすると、例えば障がいのある方ということで、要介護者、要介護度1とか2とかという方、この方たちも対象になるという理解でよろしいでしょうか。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 詳細の部分につきましては、入居の相談をいただきながら判断をさせていただきたいと思いますが、まずは、単身60歳以上、それから障がいのある方、こういったところで入居の条件をクリアできる方につきましては入居が可能であるというふうなところでございます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 もう一つ、24時間対応のサービス事業ですが、現在、要介護度1、2、施設に入れなくても大変な介護状況の方の中で、独り暮らしの方というのは今どれぐらいいるのでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 独り暮らしの高齢者につきましては、議員の御質問にもあるとおり、65歳以上の人数とか75歳以上の独り暮らしの人数は把握しておりますが、介護度別の人数については把握しておりません。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 私もどれがやれるか分からないですが、この間、やはりかなりそういう相談が増えていまして、要支援か要介護1、2あたりの、日中は何とかヘルパーの手助けを受けながらトイレに行ったり、あるいは食事をしたりという、あとお風呂に入ったりとかというものはできるけれども、夜独りになると大変難儀しているという方がやはり何人かいらっしゃいまして、結構そういう方はいらっしゃるのではないかと予想されます。

ぜひこの人たちが安心して暮らせるような、そういうさっき言った24時間対応のサービスを充実してほしいなという切な願いですけれども、今後、行政として、先ほど言ったとおり、事業者向けの研修会とか説明会とかそういうものを具体化して、実現に向けた確かな足取りとありますか、そういうものをぜひ対策を講じてほしいと思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 現時点では、事業者のほうも制度のほうは熟知しているところが多いかとは思っておりますが、必要に応じまして事業者の取得する新たな情報とかにつきましては、これまでどおり情報提供あるいは必要に応じて研修等を行ってまいりたいと思います。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 私も実際に山形の事業所に行ってお話を聞いてきまして、やはり採算

は取れないと。しかも、随時対応ということで、何か電話があったらすぐに行かなくちゃいけないのだけれども、山形から上山市はちょっと大変だということで、そういう悩みをおっしゃっていただきましたので、ぜひ第8期、第9期の中でこの24時間対応を具体化していただきたいということを最後に申し述べて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○大沢芳朋議長 以上で一般質問を終了いたします。

~~~~~

日程第2 議第3号 令和2年度上山市一般会計補正予算  
(第15号) 外2件  
(予算特別委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第2、議第3号令和2年度上山市一般会計補正予算(第15号)から日程第4、議第5号令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算(第3号)までの計3件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一予算特別委員長 登壇〕

○棚井裕一予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案12件のうち、補正予算3件について、審査いたしました結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと思います。



最初に、議第3号令和2年度上山市一般会計補正予算（第15号）につきましては、保健対策事業の拠点である保健センターの改修に要する経費など緊急を要するもののほか、これまで実施してきた新型コロナウイルス感染症対策の財源更正や、事業の確定に伴う予算の増減等について補正したもので、歳入歳出それぞれ6億2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ200億5,050万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号令和2年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億3,000万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第5号令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億5,650万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案3件は、原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

## 散 会

○大沢芳朋議長 以上で本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時57分 散 会

